

- 五五吉田川丸(三〇九噸二五の二隻を配船毎日二回當地に寄港を始めたり
- 一大正四年十一月大阪商船株式會社は尾道、別府線を大阪まで延長し吉野川丸(三二八噸六六)姫川丸(四一六噸)の二隻を配船し隔日一回寄港することゝせり
- 一大正五年七月尼崎汽航部は山陽經由別府航路を開始し第三幸運輸丸(一七五噸五一)新電信丸(一七四噸一一)の二隻を以て寄港せり
- 一大正六年十二月尼崎汽船部は第三幸運輸丸沈没の爲め別府航路を廢航す
- 一大正七年末大阪商船株式會社も一時此航海を休止せり

發動機船

●吳、倉橋島及吳、宇品間航行

- 一明治四十二年の頃より倉橋島村久保宗祥は小蒸汽船鷹丸を以て吳市森本淺太郎は同しく朝吉丸を以て各所有小廻船に旅客を乗せ之を曳かしの前者は倉橋島室尾袋の内より音戸鍋、吳間を後者は吳より鍋、音戸間の航運を開始せしか互に競争すること五六ヶ月遂に協調を圖り共同運航を營むことゝせり
- 一大正元年に至り吳、宇品間の航海をも併始せしか此航路は當時旅客の少かりし爲め一時中止す

茲に於て小蒸汽船は法規に従ひ船体検査を受け其の都度修理に多くの費用を要し收支相償はさるより二人とも相前後して之を賣却し代ゆるに發動機船を以てせんと企圖し大正三年六月に久吉丸を同四年七月に朝吉丸を購入し右航行を繼續す

- 一大正四年九月廣島灣機船組合を組織し事務所を吳市二川町に置き廣島電氣鐵道會社と謀り同電車との連絡切符を發賣し吳、宇品間直航を開始せり
- 一大正四年十二月第二久吉丸及第二久丸を購入増船す
- 一大正六年八月吳電車との連絡を圖り連絡切符を發賣し運行を擴張す
- 一大正六年九月に同一機船を以て渡子、柿の浦、大君、早瀬、宇和木間の航運を始め
- 一大正六年十月機船萬歳丸を購入して之に加ふ

此の組合は以上の機船五隻を以て航行運輸を營み現に吳、宇品間は毎日六回(最初九回中間十一回なりし)吳、倉橋間は毎日三回宛航行し交通旅客の便之に依りて多大なりとす

曳船航運

●吳、江田島間及宇品能美島連絡

一大正元年の頃より江田島村二川武一郎、西平光次、梶谷幸吉の三名が營業主となり發動機船千代丸、朝川丸、春日丸、豊浦丸の四隻を以て江田島、吳間の客荷曳航を開始し吳市に回漕店を設け之を取扱はしむ
 一大正五年より吳通ひ旅客を江田島、小用港にて連絡を取り宇品、能美島間に延長せり

江田島、吳間の運航は毎日十三回にして江田島一圓の浦々に廻航し宇品、能美島の連絡船は一日二回而して能美島は柿浦、大君、飛渡瀬へ寄港し以て吳、江田島、宇品、能美島間に於ける旅客運輸の便を圖り交通旅客亦頗繁なり

第二 汽車

汽車は明治三十六年十二月二十七日鐵道開通と同時に運轉を開始せり
 吳線列車は吳、廣島間を専らとし別に數次岩國、三田尻及び下關間を往復す
 旅客貨物の運輸は極めて頻繁なり
 開通以來(當年を)乗降人員賃金通行税の統計左の如し

年次	乗車人員	降車人員	乗車賃金
----	------	------	------

明治三十七年	三四八、三九六	一五六、八八〇	七五、五四、九〇
全三十八年	?	?	?
全三十九年	二三五、四七三	三〇二、六〇六	一五九、五五一、八五〇
全四十年	三〇六、八六三	三三四、七一	一七九、一四〇、九三〇
全四十一年	二八四、八四九	三三六、五八八	一七九、三三一、四五〇
全四十二年	二九四、三八九	三四九、〇六〇	一七〇、三〇四、六〇
全四十三年	三〇〇、七九	四四四、五五五	一八九、三七四、三〇
全四十四年	四八八、二二二	四三七、〇七九	一九五、三六七、九七〇
全四十五年	五二二、六八九	四三三、五四〇	一九四、七〇、四九〇
同四十二年	六〇三、五二一	五七六、九五	二〇〇、一八三、一〇〇
全三三年	六六五、〇〇三	六六六、八四九	一九〇、五四八、五六〇
全四四年	七〇三、三二二	六九〇、九九	一八五、五七五、三三〇
全四五年	五五二、六九二	五五八、〇〇九	一九二、六三七、五七〇
全四六年	八五七、〇三五	八三五、二九〇	二七四、八九五、九二〇
全四七年	九八九、三八五	九九四、四八四	三六〇、八三一、四一〇

大正八年

一、二五、三九

一、二九、五二

五〇、六四、五〇

第三 電車

一 明治四十年二月十六日内務省廣甲第一七一號を以て下付せられたる命令書中營業其の他運輸に關する事項は概ね左の如し

第二條 營業年限は明治六十七年十二月三十一日迄とす

第十條 乗客の定員荷物の制限乗車賃運送賃及發車並營業時間は廣島縣知事の認可を受くへし之を變更するとき亦同し

第十一條 電氣に關する技術員車掌及運轉手の資格及採用の方法は特許を受けたる者に於て之を定め廣島縣知事の認可を受くへし之を變更するとき亦同し

第十二條 車輛は一輛毎に廣島縣知事の検査を受くるに非れば之を使用することを得ず

第十三條 進行の速度は軍隊通過のときは一時間四哩其他は一時間八哩を超過せしむることを得ず

第十四條 車輛は二車又は二車以上を聯結して進行せしむることを得ず

進行中は各車の間に相當距離を保たしむへし

日出前日没後は五町以上の距離に於て容易に認め得へき燈火を車輛の前後に点すへし

第十五條 乗客の昇降の爲めにするの外故なく道路上に停車せしむることを得ず但乗客昇降の場合と雖も道路の交叉部に於て停車せしむることを得ず

第十六條 廣島縣知事の指定したる場所には特に信號人を置き其場所に於ては進行の速度は一時間五哩を超過せしむることを得ず

第十八條 車輛は常に清潔を保持し其修繕を怠るへからず

第十九條 廣島縣知事は何時にても軌道車輛其他の工作物を監査し危険ありと認むるときは改築修補を命し其命令を執行し終るまで其使用又は營業を停止することあるへし

前項の場合に於て危険切迫せりと認むるときは廣島縣知事は自ら其改築修補を爲すことあるへし

第二十條 廣島縣知事は何時にても營業に關する實況を監査し此命令書の條項又は此命令書に基きて爲したる處分に違反せる事實あるときは之を督責し特許を受けたる者に於て之を更正するまで營業を停止することあるへし

第二十一條 特許を受けたる者は内務大臣の許可を得るに非れば一部の營業を廢止することを得ず

第二十二條 特許を受けたる者は廣島縣知事の許可を得るに非れば營業を休止することを得ず

第二十四條 廣島縣知事は乗客の定員荷物の制限乗車賃運送賃及發車並營業時間の變更を命ずることあるへし

第四十條 特許を受けたる者か許可を得ずして營業を休止し又は一部の營業を廢止したるときは内務大臣は市町村をして營業年限内特許を受けたる者の計算を以て營業を爲さしめ又は他人をして無償にて特許を受けたる者の軌道其他營業上必要な物件を使用し營業を爲さしむることあるへし

本條の場合に於ては第三十一條第二項の規定を準用す

(此の規定は軌道の部に掲ぐ)

一 車輛運轉の方法 電車線の裝置凡そ左の如し

1. 車輛運轉の動力は會社に於て火力發電所を設置し之れを主力とし別に補助として廣島水力電氣株式會社の供給を受く
2. 車輛運轉に使用する電氣は直流法低壓式五百ボルトのものとする
3. 電車線は架空複線式を用ゐる道路の並木列に電柱を建設し電車線を軌道上に吊架するものとす而して其の地表上の高さは十六尺以上とし少しも往來に不便なからしむ
4. 客車は堅牢優美に製造し其の全長は二十五尺乃至二十七尺にして幅員は七尺以内とす車室は周圍に硝子窓鐵戸又は窓掛を裝置し風雨日射の防護を爲し且つ窓の外面に沿うて眞鍮管二條乃至三條を水平に取付け乗客か頭又は手を窓外に出さざる様にす而して車室の総長は十八尺五寸以内とす
5. 各車輛には二十五馬力電動機一個及速度調整器制動機並に電燈を裝置す

各車輛の重量は空車の場合に於て六噸満載の場合に於て八噸以内とす
6. 橋梁部を除くの外兩軌道中心線距離を十尺となし橋梁上に於ては之を九尺となす

前者の場合に於ては中央に電柱を建立するを以て客車と電柱との最小間隔一尺一寸となるも客車には前項に記載せる如く窓の外面に沿うて防護装置あるを以て決して乗客が頭又は手を窓外に出して之を電柱に接觸せしむる虞なく而して橋梁上に於ては中央に電柱を建てざるを以て兩軌道中心線距離は九尺なるも最小間隔は兩客車間の二尺を以て算すべきなり
一斯くて電氣装置を終り車輛の準備整ひ明治四十二年十月二十九日縣知事の検査を了す而して其の運轉開始は

第一

起点大字和庄町字坂沖新開甲第七百六十九番地先より終点大字二川町字文政新開丙第二百九十三番地先に至る一哩四十七鎖五十三節の内
起点より鐵道院鐵道交叉点に至る間一哩二十八鎖を明治四十二年十月三十一日より運轉

第二

帝國鐵道院吳驛用地境を起点とし莊山田村字大新開二ノ割四百〇八番地先(本線に)至る間十三鎖十節六を明治四十二年十二月二十六日より運轉

第三

右第一期線の殘部即ち二川町字西本通三丁目鐵道交叉点より同町字文政新開乙第二百九十三番地先に至る間十九鎖五十三節を明治四十三年四月二十七日より運轉

第四

和庄町字堀沖新開甲第七百六十九番地先より同町字川原田三千五百六十三番地先に至る間三十二鎖十節を明治四十四年三月二十六日より運轉
明治四十三年以來運轉回数乗客賃金を掲ぐれば左の如し

年次	運轉回数		乗客		賃金	
	全年	一日平均	全年	一日平均	全年	一日平均
明治四十三年	二四三、八三三	六六八	七四〇、三三六	二、〇二八	五八、四七、九三〇	一、六〇、一三一
全 四十四年	二七七、八〇〇	七三三、七	五七八、一三九	一、五七六	六三、七二、五四〇	一、七四、五六〇

年次	人	力	車	馬	車
明治四十五年 大正元年	二四、一五三	七五、一	六五、八五九	一七四三	五三、三二、三九〇
全 二 年	二七、五〇六	七四九、三	五九八、七三三	一、六四〇	四五、四四、四三五
全 三 年	三二、九九九	八七三、九	六四四、四三七	一、七六五	五二、三三、〇〇〇
全 四 年	三五、六四一	九六六、六	二、四九、二四八	六、八三五	五三、七〇〇、七〇〇
全 五 年	三五、九二八	九六九、七	二、三六、六四四	六、四八六	五六、一三四、〇〇〇
全 六 年	三四、九二九	九四七、七	三、一八、二二三	八、七七七	七四、四九、〇〇〇
全 七 年	三三、八四三	九二、九	四、二六、九五〇	二、三三七	九六、五五、〇〇〇
全 八 年	三〇、三九四	八四、〇	五、二五、九六七	一四、四五五	一一、〇七、〇〇〇
					三三、七七一

第四 人力車及び馬車

人力車の改良に係る規則更正は明治二十年にありしか是歳六月本縣賀茂郡西野村岡本武一なる者初めて人力車を携へ來りて其の營業を開始せり是れを吳市に於ける人力車業の創始なりし同人は傍車力十五挺を備へ貸車の營業を兼ねたりき

當時人力車は單に同人所有の一輛のみにして戸泉海軍病院長の乗用に貸したりしも其の挽方等頗る未熟なりしかは元宮内省に奉仕し車夫たりし河竹次郎

といふもの當時海軍病院に服務し居りしを以て此の者より其の挽方及び貴顯方乗用の際の心得等を傳授せりといふ

同年十月頃に至り備後及び安藝二十日市の者來り開業せしも二十年の暮より二十一年一月の交までは車輛僅かに三四に過ぎさりしか明治二十二年鎮守府開廳の夏には既に二十四五輛に及びき而して岡本武一の車は前記戸泉病院長兼用の緣故に因り中牟田海軍中將司令長官として來府の時も乗用に供せられ其の後片岡内田東郷の各中將又は有栖川宮殿下、東西兩本願寺法主等多く貴顯方の用を辱ふし數次賞賜をさへ蒙れりきといふ爾來老年に及び明治二十九年九月廢業を爲せり

今茲に明治三十六年以降に於ける人力車及び馬車の數を掲げんに

年次	人	力	車	馬	車
明治三十六年	三三				一〇
全 三十七年	三三				一九
全 三十八年	二五				二三
全 三十九年	五				一〇

明治四十年	三九
全 四十一年	三四五
全 四十二年	三七
全 四十三年	三六
全 四十四年	三四九
大正四年	三四
全 二年	三三
全 三年	一九
全 四年	三九
全 五年	三〇
全 六年	三二
全 七年	二七
全 八年	二六

明治三十六年以前は舊町村時代に屬して其の計數を示すこと能はずと雖も明治二十二年には僅かに二十四五輛の人力車ありしもの明治三十六年(市制實施)

には前表の如く其の十倍以上の三百二十一輛の多きに及び明治四十年には六百二十九輛の多數を示すに至りたり然かして四十二年に至り三百二十七輛即ち殆んど半數に減せしは同年十月三十一日より電車の運轉開始せられし影響にして尙ほ同年十二月二十六日には吳驛前に電車開通し汽車發着の時刻によりて出入の荷客を吸収するに至りしを以て四十三年三月には再び減して三百輛となりき而して吳驛に常時駐車せしものは百四十二輛なりしか忽ち影響して八十五輛に下り即ち三十九輛を減せりといふ人力車は斯くの如くして漸次其の數を減しつゝあり

馬車に於ても三十六年には十輛たりしもの翌三十七年には最大數たる十九輛に倍加せしかども四十二年には人力車と同しく減して三輛となり同四十三年には單に一輛を残すのみとなり爾後全く其跡を絶ち現今にては郊外より阿賀廣方面に對する交通の一助となすに過ぎず

第五 自轉車附乘馬

自轉車は明治三十五年即ち市制更始と共に發展し來り當年僅かに四五挺に過ぎざりしもの翌三十六年汽車の開通に伴ひ増加して十八挺となり同三十八年

には二十七挺となりき日露の戦役に全勝を博せし日本海々戦記念日たる明治三十九年五月二十七日は戦後第一回記念日として海軍部内と吳市と相合して極めて壯大なる祝賀會を行ふこととなりしか此の時吳市より競馬の余興を海軍練兵場に於て催さんとする熾盛なる況勢に促され自轉車界に於ても亦大に奮起する所あり海兵團内なる廣場に於て同しく自轉車競争會を開催しき之れか爲めに當年に於ては車輛數激増して百二十八挺となり超えて四十年には更に増して二百三十八挺の多きを算するに至れり

乗馬に在りては舊藩時代の城下など、違ひ士族常用の遺風もなく又豪農としても數ふべきもの極めて稀なりしかは嗜好者にあらざる限り殆んど飼養者なかりしもの、如し故に乗馬としては明治三十九年に二頭四十年に増して七頭となり四十一年は減して三頭に下り四十三年には只一頭ありしのみ乃ち自轉車と競争的流行時代に於ても僅かに七頭ありしに過ぎず爾後毎年一頭を超ゆることなし

然るに自轉車は之れに反し益流行の度を高め所謂御用商人の如きは勿論今や一般商家の店員の如きも殆んど常用するの狀勢となれり既に四十一年には二百五十九挺に上り年々増加して大正五年には一千五挺を算するに至りき故に斯車の商賈市内到る處に開店し修理の業を營む傍貸車を爲し時間を限りて一定の料金を收めつゝあり大正七年には自轉車一千二百十三挺大正八年には自轉車一千三百九十一挺に増加せり以て自轉車流行の一斑を推知するに足る

第四節 通信

第一款 郵便

市内に於ける通常郵便物の取扱は明治七年一月元莊山田村郵便局の開設を以て嚆矢とす

明治二十五年五月十六日配達證明郵便取扱開始

明治二十六年二月一日小包郵便取扱開始

明治二十九年十一月一日代金引換郵便取扱開始

明治三十二年十月一日現金取立郵便及び價格表記郵便取扱開始

明治四十年四月一日廣告郵便取扱開始

明治四十一年二月引受時刻證明取扱開始
 明治四十二年十月市内特別郵便取扱開始
 同年同月特許審判書類特別取扱開始
 同年十一月通常郵便物市内特別取扱開始
 明治四十三年十一月内容證明取扱開始
 明治四十四年九月集金郵便取扱開始
 大正五年十二月私設郵便函取扱開始
 大正七年三月閉囊配達取扱開始
 同年六月切手別納郵便取扱開始
 郵便物の取扱数を掲げんに左の如し

一 通常郵便物

年次	普通		書留		集金		引換		引受計
	引受	配達	引受	配達	引受	配達	引受	配達	
全三十五年	五、五七、九七	四、四三、九四	二、七三、三三	四、六〇、〇六	一	三			五、三三、八五
明治三十四年	四、六〇、三三	三、四九、七三	三、五七、二二	三、六六、八八					四、六四、六〇
全三十六年	三、九三、八七	四、三三、〇七	三、三八、三三	三、四二、七〇					三、九七、六二
全三十七年	四、四七、八七	四、〇五、六八	四、八四、五五	四、八七、四〇					四、五二、五三
全三十八年	六、五五、三三	六、七二、〇三	六、四三、三七	六、三三、五二					六、五九、〇四
全三十九年	六、四四、〇三	五、七八、五二	五、二七、八四	四、四七、〇〇					六、四九、七五
全四十年	五、九四、三三	六、八六、〇〇	六、九三、三〇	六、二五、四二					六、〇六、六六
全四十一年	六、一四、五五	六、〇六、八三	九、〇二、五二	九、〇二、五二					六、二四、四六
全四十二年	六、八七、九二	六、五三、〇七	九、二五、〇〇	九、二八、七二					六、九七、三七
全四十三年	七、〇八、二六	六、九二、三九	七、八八、八八	七、八八、二四					七、一四、五五
全四十四年	六、八七、三五	七、六七、八四	六、二六、五五	七、九〇、四四					六、九五、八八
全四十五年	六、六四、五六	七、三四、六一	七、五〇、六九	六、八七、四一					六、七三、二二
全四十六年	七、五七、一三	七、三三、〇七	七、八〇、七九	七、三三、〇五					七、六六、五二
全四十七年	七、七九、九五	六、九四、五〇	七、二九、四七	六、八七、七二					七、八九、三二
全四十八年	六、七五、四三	六、三〇、四〇	六、三〇、四〇	四、九一、一八					六、八六、〇〇
全四十九年	七、五三、三七	五、四六、九二	六、七〇、八六	七、一八、八八					七、六八、五三
全五十年	九、三三、九七	九、五三、九二	二、一六、二六	二、〇七、〇〇					九、四三、五三
全五一年	九、三三、九七	九、五三、九二	二、一六、二六	二、〇七、〇〇					九、四三、五三

年次	普通		書留		集金		引換		引受計
	引受	配達	引受	配達	引受	配達	引受	配達	
全三十六年	三、九三、八七	四、三三、〇七	三、三八、三三	三、四二、七〇					三、九七、六二
全三十七年	四、四七、八七	四、〇五、六八	四、八四、五五	四、八七、四〇					四、五二、五三
全三十八年	六、五五、三三	六、七二、〇三	六、四三、三七	六、三三、五二					六、五九、〇四
全三十九年	六、四四、〇三	五、七八、五二	五、二七、八四	四、四七、〇〇					六、四九、七五
全四十年	五、九四、三三	六、八六、〇〇	六、九三、三〇	六、二五、四二					六、〇六、六六
全四十一年	六、一四、五五	六、〇六、八三	九、〇二、五二	九、〇二、五二					六、二四、四六
全四十二年	六、八七、九二	六、五三、〇七	九、二五、〇〇	九、二八、七二					六、九七、三七
全四十三年	七、〇八、二六	六、九二、三九	七、八八、八八	七、八八、二四					七、一四、五五
全四十四年	六、八七、三五	七、六七、八四	六、二六、五五	七、九〇、四四					六、九五、八八
全四十五年	六、六四、五六	七、三四、六一	七、五〇、六九	六、八七、四一					六、七三、二二
全四十六年	七、五七、一三	七、三三、〇七	七、八〇、七九	七、三三、〇五					七、六六、五二
全四十七年	七、七九、九五	六、九四、五〇	七、二九、四七	六、八七、七二					七、八九、三二
全四十八年	六、七五、四三	六、三〇、四〇	六、三〇、四〇	四、九一、一八					六、八六、〇〇
全四十九年	七、五三、三七	五、四六、九二	六、七〇、八六	七、一八、八八					七、六八、五三
全五十年	九、三三、九七	九、五三、九二	二、一六、二六	二、〇七、〇〇					九、四三、五三
全五一年	九、三三、九七	九、五三、九二	二、一六、二六	二、〇七、〇〇					九、四三、五三

大正七年	二、〇九八、二五三、二七、六九	一九、二二、七四〇	一、八四九、二〇七	二、二九、二四二、二七、八二六
全 八年	一三、六四、三三四、九六、四四四	二五、二八、一九〇	三、二九〇、〇二五、〇九九、六三四	

備考 大正六年以後に於ける價格表記及び代金引換は調査資料なく書留欄に公記す

二小包郵便物

年次	普通		書留		價格表記		代金引換		引受配達	
	引受	配達	引受	配達	引受	配達	引受	配達		
明治三十四年			二、五九三	三、三三四	二九	六	八	二、二六四	二、七四四	三、八八四
全 三十五年			三三、三七〇	三六、七六六	六	六	八	二、四六六	三三、五三三	四、二〇八
全 三十六年			二六、〇七六	三七、六八八	五	四	六	二、四三三	二六、三三九	四〇、三六六
全 三十七年			三八、六〇〇	五三、〇〇〇	二八	二	四	二、八六六	三六、九七二	五五、八三三
全 三十八年			二、五九六	六五、三三三	二	二	七	二、五七七	二、六七八	六七、三三九
全 三十九年			二四、五三三	五九、九七七	三	三	三〇	三、二六七	三四、九四五	六三、一六〇
全 四十年	三二、二八三	四四、八七七	二三、〇九九	二〇、六八八	一三	一四	四九	一、〇六六	五四、八三三	六、五七五
全 四十一年	三五、九三三	四一、〇六九	二〇、八六六	二三、九六六	六	三三	五八	八四一	五七、三四三	六五、八七一

全 四十二年	三七、五三〇	四八、四三四	二〇、二七三	二五、〇八八	一	二四	六三	七〇	五八、四九七	七四、二四七
全 四十三年	四二、八四七	五三、三三〇	二〇、五七七	二、八五五	三	一九	七三	五二	六七、八八〇	七五、九九七
全 四十四年	四九、五三〇	五四、七六六	一九、七四四	二、四四〇	二	一九	一、〇〇五	一、二四八	七〇、〇一〇	七七、一三三
全 四十五年	五〇、七三三	五三、四三三	二三、三三三	一九、八九九		七	一、六八〇	一、一八八	七四、六五九	七四、四八七
大正元年	四八、〇八一	五四、三五五	一八、七四八	二〇、五七七	六	三	一、九六四	九八	六八、七九九	七四、六一〇
全 二年	五〇、八九九	五四、九七七	二〇、二七七	二、四四三	六	三	二、二五	一、一六七	七三、二四七	七八、五九〇
全 三年	五四、九七四	五五、七八八	二〇、七八八	六、二六六	六	四	二、九三三	一、〇六六	七〇、六七七	一五、〇九三
全 四年	七〇、〇〇〇	六四、〇八一	二六、三三三	三、〇四九	六	五	三、七四	八六六	一〇、六七七	一五、〇九三
全 五年	八一、八〇二	六六、三五四	二六、一五〇	二六、二七四					一〇八、〇五一	九、六二八
全 六年	一〇三、四七六	七六、〇八	三六、五三六	三六、〇二					三九、〇四四	一三、六九九
全 七年									二〇、一八三	一九四、三九七

備考 三十八年以前に於ける小包は普通書留の別なく総て書留同様取扱ひつゝありたるものに付書留欄に記入す

第二款 電信

來日と共に増加し各年末左記の表を示せり

年次	加入者數	年次	加入者數
明治三十八年	三三	大正二年	五七
全三十九年	二七	全三年	五九
全四十年	三〇	全四年	六三
全四十一年	四四	全五年	六九
全四十二年	五四	全六年	七三
全四十三年	五〇	全七年	七六
全四十四年	五七	全八年	八二
全四十五年	五五		
大正元年			

通話區域内電話所設置場所

- 吳郵便局 吳和庄町局 警固屋 阿賀 吉浦
- 自働電話所設置場所 吳驛構内 長濱町海岸 本通三丁目(四ッ道路) 朝日町

第四款 貯金

郵便貯金は明治十八年二月十五日取扱を開始し出張貯金は同三十二年五月三十日切手貯金は同三十三年三月十六日証券貯金は同三十四年四月一日規約貯金及び共同貯金は同三十六年十二月十一日収集貯金は同三十七年八月十一日振替貯金は同四十一年十二月(日不詳)其の事務を開始す貯金の状態は左の如し

郵便貯金

年次	口年		口年		年末現在
	數	金額	數	金額	
明治二十一年					五、三八〇、八七
全二十五年					二〇、九五、八四三
全三十年					三、三三、一五六
全三十五年					三、七三、九一一
全三十七年	一九、八五五		五、四七五		四〇、六三、五三四
全三十八年					

年次	口拂	金	込額	口拂	金	出額	新規加入口數
明治三十九年	三〇,五二〇	二八四,九七二,九四三	二二,九六九	四〇七,五四九,三六			
全 四十年	五五,六九三	二四五,五九二,六一	三三,二五三	五四八,四一三,六九五			
全 四十一年	七七,二七七	二二八,二〇八,一六	二二,六四八	二〇五,五五三,四三九			
全 四十二年	八三,五二九	二七六,三七四,八四五	二七,三七七	三三四,七二六,七一			
全 四十三年	一五,一九三	三六六,三八八,一三〇	二八,六四四	三〇二,七四三,五三〇			
全 四十四年	一九四,七六一	四四八,四四〇,〇九七	三三,五六一	三五三,〇一九,八〇七			
全 四十五年	八四,五四	三三五,〇六四,八九四	四八,五二一	四九六,三三三,二七四			
大正元年	七五,三〇七	三五七,六四一,一七三	三三,九四九	三七七,六六七,一八七			
全 二年	八〇,四九〇	四一六,三五〇,一八	三五,〇六七	三八一,六七,〇六			
全 三年	九〇,九〇〇	五三二,七六一,八三五	三六,四九一	三九八,四三三,二三			
全 四年	一三三,二八	一,一三三,五三,四七八	六八,八九七	一,〇四四,一〇五,二五			
全 五年							

本表に依りて貯金の趨勢を觀すれば明治四十四年迄は年々増加し殊に四十三四年頃は倍加の程度に達したるに明治四十五年に及び預入口數の如きは殆んど其の半數に減退し従つて拂戻も多額に及びたるは時恰も明治天皇の諒闇に當り爾後三年間も引續き世上一般不景況なりしに基因せるものゝ如し

郵便振替貯金

年次	口拂	金	込額	口拂	金	出額	新規加入口數
明治三十九年	一,四七五	三,四四,七九	一〇三	五,四三,二六			七
全 四十年	四,七九九	八五,一三三,五三三	一八五	一〇,七三,五五一			一一
全 四十一年	八,六四三	二八,五一〇,六九	二七九	一〇,八九八,五二七			六
全 四十二年	一三,〇八七	二六〇,三〇,七四四	四六一	一八,五三四,八五			九
全 四十三年	二二,六九五	二七三,五五,七九九	六七〇	四四,三四八,四四			六
全 四十四年	一六,六九九	二三四,七八一,〇四七	六九五	二五,一七四,二六一			三
全 四十五年	一七,五二一	四七六,〇三九,六八七	一,二七七	五三,二八五,五三			六
大正元年	二〇,二四九	五〇〇,五五九,一八六	一,八七五	四三,二五三,五五			一,六三〇
全 二年	二二,〇八〇	五五五,五〇三,四九一	二,〇四八	五六,九三四,五三			一六
全 三年	二五,三三八	六二〇,四二四,二五二	二,二六八	八八,〇四一,七五七			一,三三七
全 四年	三〇,八五三	六九五,四三九,一六八	二,九〇一	一〇〇,一八〇,三三三			一六

第五款 爲替

吳郵便局に於ける郵便爲替事務は明治二十年三月十六日電信爲替事務は同二十三年十月十六日吳電信局に於て取扱を開始し外國爲替事務は同二十五年七月十日爲替證書線引讓渡事務は同三十四年四月一日に爲替金居宅拂事務は同三十五年三月十日高額爲替取扱は同三十六年二月六日吳郵便局にて之れを開始す

郵便爲替取扱の狀勢左の如し

年次	口振		出額		口拂		渡額	
	數	金	數	金	數	金	數	金
明治三十七年	五三、六四〇	四九九、五三、〇四七			三六、二七	五〇五、六八九、五三二		
全三十八年	—	—			—	—		
全三十九年	七三、六四	七〇四、一四九、三七七			四五、二八九	四四六、三四四、五三九		
全四十年	八、六四	七五、五三、九九四			五一、一七	五二〇、〇〇、五八八		
全四十一年	六、四〇〇	六七、四三〇、三三三			五四、〇三	四八〇、九六、〇四四		
全四十二年	八〇、三三	七九、六八九、二八五			五三、三五七	四八四、五一九、四八〇		
全四十三年	八九、七三	七九、九〇六、二九八			五四、七三	五一六、六八四、七〇		
全四十四年	九七、六四	六五、九〇五、一九五			七、六〇八	六四三、九三九、〇七		

全四十五年 大正元年		七、八五	六八、八八、〇一五		七、一四	六三、七九、二五
全二年	外國	七、〇六一	四九、三九、一一〇		六、八三五	四三九、五九九、六四〇
全三年	外	八七、六八三	七三、七二、〇〇〇	外	一三〇	五、九八二、一〇〇
全四年	外	八五、二〇六	八五、四、〇〇〇	外	二八三	七、〇七、八五
全五年	外	一〇一、九六八	一、〇六、九九、〇〇〇	外	八、六二〇	六、八五、六〇

第五節 電燈及び瓦斯

廣島市松本清助外九名は本縣賀茂郡原村地内黒瀬川の水力を引用し同郡廣村字三ヶ石に發電所を設置し同郡阿賀村を経て吳港内に電力を供給し一方同發電所より安藝郡熊野村、矢野村、海田市町、船越村、仁保島村、府中村、矢賀村を経て廣島に送電する電氣事業を興さんことを出願したり之れに關し明治二十八年十一月十二日所管郡役所は設計者町村に立入り實地測量をなすべきを以て豫め各地主の承諾を求め且つ直接協議上便宜を與ふべき旨關係町村に知照あり其の目的たる電氣の輸送電力の供給及び点燈等にありて地方の公益を計るものなれば地主に於ても異論なく承諾を爲し里道に關しては將來若し町村に對

し損害を掛くる時は施設者に於て之れを辨償すべく尙ほ差障の場合は何時にも自費を以て電柱の位置を変更すへし云々の條件を以て明治三十一年五月
中關係町村會も支障なき決議を與へ里道に係るものは同年七月二十二日許可
を受け廣島水力電氣株式會社出張所を大字和庄町鹿田通に設置し明治三十六
年五月十五日事業を開始せり
會社は又明治四十四年十月二十五日吳電氣鐵道株式會社と合併し廣島吳電力
株式會社と改稱し倍々電力を強大ならしめ需用の供給を擴めたり
就中施設電燈の狀態を示すに左の如し

年次	本柱數		支柱數		支線數		線路長	線路延長	戶數	燈數
	街路引込計	街路引込計	街路引込計	街路引込計						
明治三十八年	三〇八	二四三	九〇	一九三	三三	四、二九七	一七、三九五	六三五	三、七九六	
全三十九年	二六五	二九九	九〇	一九三	三三	五、三〇〇	一九、二五八	七三四	四、六六五	
全四十年	二六七	三〇四	九〇	一九三	三三	五、七四〇	二一、〇九二	八三三	五、六三三	
全四十一年	二八三	二九四	八〇	一九三	三三	五、〇八〇	不	九四〇	六、三七八	
全四十二年	二八七	二九七	八〇	一九三	三三	五、四〇〇	不	一、〇六	五、八三八	
全四十二年	二八七	二九七	八〇	一九三	三三	五、四〇〇	不	一、〇六	五、八三八	
全四十三年	三三七	四〇三	三六	二七	三三	六、一四〇	不	一、二九	六、四〇三	

全四十四年	四六六	五二二	二二	三三	四四	七、九五〇	不	二、〇五八	七、三九三
全四十五年	八七	八〇	八	八	一五	三、三	二、六一	八、八一	一、〇〇〇
全四十二年	一、七三	二、一七四	二二	三三	三四	四、六	二、四三	一〇、四四	二、三三八
全三年	一、六三	二、一六八	三三	三六	四四	四、七	二、六八	二、三三九	二、九二七
全四年	一、六〇七	二、一六八	三五	三六	四四	四、二	二、七四	二、六五〇	三、四〇六
全五年	一、七五	二、一七三	三五	三五	四三	四、六	三、一	三、五〇	三、九一八
全六年	一、〇九九	一、九五	八二	一九	二七	三、九	一、三三	二、三〇	四、四九八
全七年	一、〇〇	一、五四三	二二	三三	三三	三、九	一、三四	二、六八四	五、五二一
全八年	一、〇四	一、五三三	二二	三五	三九	四、一	一、三五〇		

備考

表中点燈數の◎印は總數の内街路燈數を示したるものなり

明治四十三年十月瓦斯供給營業を目的として吳瓦斯株式會社起り吳市大字莊
山田村^{三百七十四番地の五}に營業所を置く^{大正二年廣島瓦斯株式會社と合併し廣島瓦斯株式會社支店と改む}
瓦斯管の敷設は明治四十四年一月二十三日廣島縣知事の指令を受く其命令條
項は之れを略す管の直徑及び掘鑿平均深さ同斷均底巾は埋設の場所に依り異

るも概ね直徑三吋乃至十二吋掘鑿平均三尺以上四尺以内同斷均底巾一尺二寸以上一尺五寸以内なり

瓦斯管敷設工事方法仕様の大要

一前記の通り道路を掘鑿し鐵管を埋設するものにして「ソケット」及び「スヒゴット」接合とし「ヤーン」及び鉛を以て定着せしむ

一敷設瓦斯管は常に十二吋に付二分ノ一吋以上勾配を付し布設するものにして其最低部に取水器を設置し管内に生ずる水分を集入せしめ隨時之を排除す

一取水蓋を道路に取付けたる場合には路面と高低なき様施工し爾後道路の高低に倣ひ修繕す

一既設水道管其他公共用地下工作物と交叉又は之に並行して敷設を要する場合は明治四十四年一月二十三日付指令の間隔を保ち止むを得ざる場合は施工前其旨届出指揮に従ひ之を施行し尙ほ該工作物に對し適當の保護工事を施す

一工事中水道管を露出し又は露出せしめんとするときは指揮に従ひ相當の

保護工事を施行す

一瓦斯管敷設に際し既設工作物を毀損せしめたるときは即時届出指揮に従ひ迅速に復舊工事を施行す

一往來頻繁なる箇所には瓦斯管を敷設せんとするときは特に夜間工事を執行す

一埋設工事の爲め掘鑿したる道路は其當日内に埋戻し萬一止むを得ざる事故の爲め夜間掘置きをなさんとするときは掘方周圍に繩張をなし適當なるヶ所に標燈を掲げ通行上危険なき様装置す

一瓦斯管の埋設を終りたるヶ所の路面には平均幅三尺厚さ二寸に眞砂土を置き尙ほ其上に徑五分乃至八分の砂利を同巾に敷均し撒水の上搗き堅め道路と高低なき様修繕す

一瓦斯管敷設の際將來分枝管を埋設すへき計畫に依り異形管を埋設したるヶ所にありては其所在を示す爲め石標を路面と均一に埋設す

一埋設鐵管にして止むを得ざる場合に於て地下二尺以内に係るときは管の上端より厚さ一尺以上の「エレクリート」工を施す

一 鐵管埋設工事は出來得る丈け人家の出入通行の妨害とならざる様施行し必要のヶ所には橋板を架し十字街路にありては其幅員の一半を終りたる後他の一半に移り止むを得ざる場合は適當の橋板を架す

一 其他本仕様書に具備せざる事項は凡て明治四十四年一月二十三日付指令土第六百七十四號の條項に據る

右瓦斯管の埋設工事は第一着に二番町一丁目瓦斯株式會社工場敷地より電鐵線路を横斷して五月橋北詰北の辻に至る延長百六十二間のものを始めし逐次増設し今尙ほ之れを増延しつゝあり

而して瓦斯管の敷設に伴ひ瓦斯管橋を架設せるヶ所左の如し

一 堺橋 明治四十四年九月十五日施工認可

本橋に架設せる瓦斯管橋は内徑六吋の鍊鐵管延長九十四尺にして橋梁行桁中間を桁に並行して架設す

二 二河橋 同上

本橋に架設する瓦斯管橋は内徑六吋の鍊鐵管延長二百十七尺にして架設方法前に同じ

三 堺川筋五月橋下流 同上

此川に架せる瓦斯管は内徑八吋の鍊鐵管延長百一尺五寸にして現設五月橋の下流に瓦斯管の中心まで四呎の距離を以て橋梁と並行して架設す

四月見橋 明治四十四年九月二十九日施行認可

此の橋に架設せる瓦斯管は内徑四吋鍊鐵管延長二十五尺三寸にして橋梁第二桁の内側を三寸の距離に桁に並行して架設す

五 堺川筋二重橋上流 同上

此の上流に架せる瓦斯管は内徑六吋の鍊鐵管渡長河川中央突堤以南三十尺同以北二十五尺計五十五尺にして現設二重橋の上流高欄中心より瓦斯管中心まで五尺の間隔を以て橋梁と平均し架設す

六 寺西町石橋下流 明治四十四年十一月二十八日施工認可

寺西町二百二十一番戸前石橋下流(工區番號第六十八號の内)に架せる瓦斯管にして内徑三吋鍊鐵管を使用し橋梁北側を五寸五分の間隔を以て橋板に並行架設す此の延長八尺七寸

七 城山町石橋下流 同上

本町九十二番戸前石橋の下流(工區番號第七)に架する瓦斯管にして内徑四吋鍊鐵管を使用し橋梁北側を六寸の間隔を以て橋板に並行し架渡す此の延長十一尺二寸

八東雲町一丁目電鐵線路下 同上

此は東雲町一丁目七十四番戸前電鐵線路暗渠(工區番號第四)に架せる瓦斯管にして内徑三吋鍊鐵管を使用し既設石蓋一枚を取除き其の空隙の中央に瓦斯管を架渡す此の延長六尺六寸

九新泉場町石橋 同上

本町三十七番戸前(工區番號第四)に架せる瓦斯管にして内徑四吋鍊鐵管を使用し橋の西側を橋梁西端より三寸五分の間隔を以て橋板に並行し架渡す此の延長六尺

十泉場町樋口橋 同上

本町四十七番次一番戸前に架せる瓦斯管にして内徑四吋の鍊鐵管を使用し橋梁東側を六寸の間隔を以て橋梁に並行架渡す此の延長六尺四寸

十一東港町石橋

本町三十一番戸前石橋(工區番號第六)に架せる瓦斯管にして内徑三寸の鍊鐵管を使用し橋梁の西端より四尺五寸の距離に於ける既設橋板一枚を取除き其の空隙の片側に架渡す此の延長十尺二寸

十二胡町石橋 明治四十四年四月二十八日施工認可

本町五十六番戸前石橋(工區番號第五)に架せる瓦斯管にして内徑三吋鍊鐵管を使用し道路中心より北へ東岸にて九寸西岸にて七尺の距離に於て板橋に並行し架設す此の延長六尺五寸

十三胡町石橋(二) 同上

同上石橋に架せる瓦斯管にして内徑三吋鍊鐵管を使用し道路中心より北へ六尺五寸の距離に於て之れに並行し架設す此の延長八尺九寸

十四郷川土橋下流 同上

此の瓦斯管は内徑四吋鍊鐵管を使用し現設土橋の南側に於て橋側より六尺三寸同北詰に於ては八尺の距離を保ち其高低は橋桁を平行して架渡す此の延長十七尺五寸

十五朝日町土橋 明治四十五年五月二十六日施工認可

本町九十三番次一番戸前土橋に添架せる瓦斯管にして内徑六吋鍊鐵管を使用し橋梁の桁行中間を橋梁西詰より八尺六寸の距離に於て桁に平行して架設す此の延長十六尺六寸

十六朝日町石橋 同上

本町七十二番次一番戸前の石橋に架せる瓦斯管にして内徑四吋を有し橋板東端より十七尺の距離に於ける既設橋板一枚を取除き其空隙の片側に架設す此の延長十五尺八寸

十七六番町二丁目土橋上流 同上

岩方町より堺川に流るゝ下水に架せる瓦斯管にして内徑四吋橋梁高欄の中心より管の中心まで七尺の距離に橋に並行して架渡す此の延長二十尺四寸

十八停車場筋六番町二丁目へ通する土橋下流 同上

本管は内徑三吋の鍊鐵管を使用し土橋東南詰橋桁中心より九寸の間隔を以て之れに並行して架渡す此の延長六尺

十九濱田町石橋下流 同上

本町二番戸前石橋下流に架設せる瓦斯管にして内徑四吋石橋西端橋桁より一尺の間隔を以て之れと並行架設す此の延長十二尺六寸五分

二十濱田町土橋上流 同上

本町五番次二十三番戸前に架設せる瓦斯管にして内徑四吋の鍊鐵管を橋梁高欄より三尺の距離に橋に並行して架設す此の延長十四尺

右の如く要所に瓦斯管の敷設をなし需用供給に應ずるに至りしを以て明治四十四年十一月より營業を開始す其の種類は主に燈用熱用機械引用にして左の統計の示せる如く斯業も亦盛なりと謂ふへし

年次	瓦斯管延長	街灯台數	戸數	燈熱引用數	熱戶數	戶數	機械引用數	台數	馬力數
明治四十五年度	四四、三九	五	三、三一	八、六七	二、〇三	四	四	—	—
大正二年度	五三、四六	七	三、五〇七	一〇、五九	三、八六六	七	七	—	一五、〇四
全三年度	五九、一四	一三	四、四三〇	一一、七六	四、五八〇	九	九	—	二〇、〇四
全四年度	六五、八九	八	四、八八三	一三、五九	五、五三四	一一	一一	—	三三、〇四
全五年度	七二、八九	一	四、八九六	一四、三六	六、四九五	一五	一五	—	四三、一〇
全六年度	七二、六七	五	四、七六六	一四、三七	七、〇七	一五	一五	—	四四、一〇

大正七年度	七二、四九	五	四、五〇	一四、三七	七、五六	一六	一六	四一、一〇
全八年度	一〇一、七四二	四	四、五四三	一四、〇三五	七、五〇一	一八	一八	五三、一四

第九章 産業

文化年度の國郡誌の載する所に依れば吳浦の物産は農産物としては唐黍、黍、琉球芋、蕎麥、楮綿、麻苧、櫛、蒨柿の如き加工品としては素麵、麥菓子、餠、蠟燭、髮油の如き又水産物にありては鱒、煎海鼠、煎鱒、淺利貝、蛤、貝の類なりき而して農間副業としては藁網、繩草鞋、索絢、殊に婦女子にありては網糸、繩練、編網の如きを手職とせり維新後に於ても是等の産業は依然經營したりしも明治十九年吳軍港設置の公表あるや茲に形勢一變し同二十二年鎮守府の開應以來吳港の發展は復た昔日の比にあらず爾來土着農商漁家の子弟は擧て職工となり海軍工廠に就業するに至り田園は埋立てられ山畑は開墾せられて宅地と變し家屋の建築相次ぎ忽ちにして連櫛櫛比の地となり新市街の出現を見るに至りき進展發達の急なること是の如くなりしより舊來産物の多くは忽ちにして絶滅に歸し其の遺存せる

ものは婦女の内職たる編網と少額なる蔬菜の耕作、供給のみとなるに至れり之れに反して軍港開設以來勃興したる生産物は其の種類枚舉に遑あらず其の主要なるものを掲ぐれば食糧品にては獸肉、菓子類、豆腐、蒟蒻、酒類、醬油、味噌、酢、漬物、清涼飲料水、牛乳、工業品にては麥稈、經木、真田、石鹼、帽子、漁網、文具、皮革製品、被服及び絹綿製品、傘、履物、印刷物、寫真提灯、骸炭、挽材、瓦斯等なりとす就中清酒、罐詰、漁網、地、麥稈、真田、足袋、朝日靴、金ペンの如きは本市著名の生産物にして其の販路を擴め外國輸出をも爲すに至り前途益々多望なりとす

第一節 農産物附植林

軍港設置以前に於ける和庄、宮原、莊山田の三村は農村として決して小なるものにてはあらずさき所謂吳三千石の一郷にして而して此の農村は其の山麓に有せる耕地の外に廣漠たる新開地を持ち年々相應の農産物を収獲せしも一朝鎮守府の開應せらるゝや各新開地の平原は市街となり宅地と變し農耕の範圍年と共に縮減せられ市制施行の當年には田畑を合して五百餘町歩を算したり爾後の作付反別を左に示さん

年次	自作		小作		計	
	田	畑	田	畑	田	畑
明治三十六年	九九,五	九七,七	一九七,三	一六三,七	一三三,二	二三五,六
全三十七年	九九,〇	九八,〇	一九七,〇	一六四,二	一三三,二	二三五,七
全三十八年	八〇,〇	七五,〇	一五五,〇	一二五,五	一〇五,五	二二〇,八
全三十九年	七五,〇	六〇,〇	一三五,〇	一一五,〇	一〇五,〇	二二〇,八
全四十年	四二,〇	五三,〇	九五,〇	一一二,〇	一〇五,〇	二二〇,〇
全四十一年	四〇,〇	五〇,〇	九〇,〇	一〇八,〇	一〇〇,〇	二〇〇,〇
全四十二年	三五,〇	三八,〇	七三,〇	六七,〇	一〇〇,〇	二〇〇,〇
全四十三年	三五,〇	三八,〇	七三,〇	六七,〇	一〇〇,〇	二〇〇,〇
全四十四年	三五,〇	三七,五	七二,五	六五,五	一〇〇,〇	二〇〇,〇
全四十五年	三三,六	四二,九	七六,五	六三,二	一〇〇,一	二〇〇,〇
大正元年	三三,五	五〇,五	八四,〇	六四,五	九五,五	二〇〇,〇
全二年	三三,九	五九,八	九四,七	六四,八	八九,七	二〇〇,〇
全三年	三四,五	六一,三	九五,七	六四,八	九一,七	二〇〇,〇
全四年	三五,〇	六一,三	九五,七	六四,八	九一,七	二〇〇,〇
全五年	三五,〇	六一,三	九五,七	六四,八	九一,七	二〇〇,〇

年次	自作	小作	計
全六年	三四,七	六五,〇	九九,七
全七年	三三,五	六三,四	九五,九
全八年	五一,三	六一,四	一一二,七

往時和庄、宮原、莊山田三村の住民は農業十中の八を占め其の餘の少數か商業若くは漁業に従事したりき但宮原村内吳町の住民は十の八商賈にして其の餘多くは漁戸なりき然るに明治十九年吳鎮守府を置かれし以來其の業体は大に變して俄かに商工業地と化しぬ今農家の戸數及び人口の増減を示さん左の如し

農家の戸數及人口

年次	自作		小作		計	
	戸數	人員	戸數	人員	戸數	人員
明治三十五年	五七〇	二,二六六	七〇〇	二,八八〇	一二七〇	四,一四六
全三十六年	一,八〇〇	七,二〇〇	二,六〇〇	一〇,四〇〇	四,四〇〇	一八,六〇〇
全三十七年	五七六	二,三三八	七〇〇	二,八八〇	一二七六	四,一四八
全三十八年	五五一	二,二〇八	七〇一	二,八九九	一二五二	四,一〇七

年	全八	全七	全六	全五	全四	全三	全二	全四十五	全四十四	全四十三	全四十二	全四十一	全四十	明治三十九
数量	一五三	二一〇	二三三	二二五	二二七	二二八	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	五〇〇
價格	三八五	二八〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	二,二〇〇
数量	二六〇	二五二	二六五	二七〇	二七〇	二六二	二九〇	三五〇	三四〇	三五〇	五六四	二,〇五〇	二,〇八八	二,八〇〇
價格	二四二	一七五	二〇〇	二〇四	二〇八	二〇九	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇八	六九〇	六九七	一,〇〇〇
数量	六八五	四二九	四九二	五〇〇	五〇〇	五二〇	四八〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	六二四	一,三九〇	一,三三六	三,五五五
價格	一,一三八	一,三九四	一,五五二	一,五五〇	一,五五〇	一,五六〇	一,五〇〇	一,五〇〇	一,四七五	一,五二〇	一,〇七八	六,二〇〇	六,二七三	七,三九七
数量	一,二〇三	一,二〇六	一,二二七	一,二二五	一,二二二	一,二二二	一,二二〇	一,二二〇	一,二二〇	一,二二〇	一,二二〇	二,七六〇	二,七八九	三,九八三
價格	二,四八八	二,三五四	二,六二七	二,六四三	二,六六〇	二,六四二	二,六〇〇	二,五八〇	二,四九五	二,五〇〇	二,五七〇	三,四〇〇	二,五五〇	一五,八五三

農産物の種類産額の大要を擧ぐれば左の如し

種類	明治三十五年		明治四十年		大正元年		大正六年	
	数量	價格	数量	價格	数量	價格	数量	價格
米								
粳	四,九五	六,九三	三,六六	五,八五	一,六三	三,七六	一,九七	三,九三
糯	八〇	一,二八〇	四八	七九二	一三八	三,二四三	一一〇	二,二〇二
大麥	三五八	二,一四八	五四	三九七	八九	八〇一	九二	七二八
小麥	一,三六一	一〇,八八八	三二二	二,六五二	三二五	三,四六五	三二二	四,一〇一
裸麥	三,〇七〇	三,〇三五	一,六八五	二,八七	九六六	一,一五九	一,四四三	二,六七三
計	九,〇六四	一〇〇,二六六	五,七四	七五,七三	三,一四二	五七,四七七	三,九四一	六二,九四七
麥								
大豆	一九	一九〇	一八	一四	四三	四六二	三二	二七三
小豆	二二	一五	九	一〇八	一八	二五二	三〇	四二〇
豌豆	一〇六	一,一〇〇	一五〇	一,二三五	九九	九九〇	九〇	一,一七〇
蠶豆	一〇六	一,一〇〇	九〇	七五	八二	八〇	九九	一,一八八
紅豆								
粟	一〇〇	一,〇〇〇	五五	四四〇	六五	五八五	六〇	六六〇
蕎麥	一一〇	七〇〇	五五	四三	四二	二九四	五	五五
黍	七	七〇	六	六〇			三〇	五七〇

第一條 本市は基本財産造成の爲め本條例の規程に依り殖林を爲すもの
す

第二條 殖林地は本市大宇莊山田村區、和庄町區、宮原村區有の土地の内山林
を借入れ之に充つ

第三條 毎年度に於て栽植すべき樹數は五萬本以上とし豫定の反別に植付
け完了するを以て止む

第四條 公債を起す場合に於ては市會の議決を経て其起債の年度に限り栽
植の全部若くは一部を停止することを得

第五條 間伐植繼及管理方法は參事會に於て定む

前項借入土地は無償にて明治四十一年四月一日より向五十ヶ年を約し地上權
を設定し林區を略定す

明治四十一年四月購入樟苗三年生三萬七千八百本櫟苗三年生一萬二千六百本
は莊山田村字上今西市有畑地へ假植せり苗木購入時期の遅かりしと同年夏季
旱魃の爲め翌四十二年四月樟一萬千四百六十本櫟八千四百本合計一萬九千八
百六十本を灰ヶ峰山字主人崎林班一、二、三の林區概算四町歩の範圍内に移植せ

り然るに同年五月十四日火災の爲め凡そ八反歩を焼き苗木の罹災凡そ四千八
百本なりしも其の後再び發芽せしものあり全く焼失せしもの凡そ二千二百本
尙ほ移植の當時より雨量少き爲め不良苗木約三割を出し結局生存苗木一萬二
千三百六十本となりき又四十一年四月購入せし樟種子一斗を以て苗木三萬二
千餘本を得而して四十二年四月莊山田村字上今西市有の土地へ床替し年二回
の肥料及び四回の除草手入を施しこれか培養に力む

明治四十二年四月上旬播種せし種子は樟一斗櫟一石にして生育佳良にして
二尺内外に生長せり此の採苗は樟四萬九千本櫟約二萬四千五百本合計七萬
三千五百本を得へき見込を以て計畫を立つ

然るに大正四五年の頃より財政漸く究乏を告げ毎年公債を起すの已むを得
ざるに至り殖林事業も自ら休止の姿となり只僅かに補植をなすに止まれり

第二節 畜産附牛乳

文政年度藝藩通志の載する所によれば和庄村に牛百五十三頭宮原村に牛九十
八頭莊山田村に牛二百卅六頭馬一匹とあり三村計牛四百八十七頭馬一匹なり

又明治二十年鎮守府設置當時に於ける牛頭數は和庄村は九十頭宮原村は三十頭莊山田村は百八十三頭計三百三頭にして外に駄馬十四頭乘馬二頭あり明治三十年に至りては牛の數は稍減したれども駄馬十九頭乘馬十三頭を數へき往時に於ける畜牛は専ら農耕の用に飼育せしか軍港開發以來は其の用途自ら異り現時は牛馬とも主として運送用として飼育するに至れり

家畜の種別頭數を表示すれば概ね左の如し

明治四十年	明治三十六年					種別	性別	内國種	雜種	外國種	計	年内生産	年内斃死
	馬	牛	合	豚	馬								
全	計	計	全	全	計	計	計	計	計	計	計	計	
七七	四四三	三六五	五五	三八〇	三六八	二二	一五	二七	二〇	一	一	一	
二〇	四〇〇	一六	二六	一〇〇	一五	一五	一五	二七	一〇	一	一	一	
二七	九〇〇	四二六	二六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	二七	一〇	一	一	一	
二七	八四三	四二六	二六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	二七	一〇	一	一	一	
二七	九〇〇	四二六	二六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	二七	一〇	一	一	一	

大正六年					大正元年					種別	性別	内國種	雜種	外國種	計	年内生産	年内斃死		
合	山羊	豚	馬	牛	合	豚	馬	牛	合									豚	
計	全	全	全	計	計	全	全	計	計	全									
三三	三六五		三三	一五	一七		五五	二二	四五〇										
三三	三六五		三三	一五	一七		五五	二二	四五〇										
三三	三六五		三三	一五	一七		五五	二二	四五〇										
三三	三六五		三三	一五	一七		五五	二二	四五〇										
三三	三六五		三三	一五	一七		五五	二二	四五〇										

明治維新の後衛生思想の發達と共に人乳の代用又は滋養として多く牛乳を用ふるに至りしも本市の舊農村時代には未だ之れか營業をなすものあらざりき

然るに軍港設置せられて勃然需用者の増加するに伴ひ搾取所を創設するもの少からず明治二十年鎮守府開廳當時に於ては二十石を搾取せしか爾來斯業者競ひ起り逐年其の量を増せり今其の後の對照を表示せんに

年次	搾取場數	營業者數	乳牛	種牡牛	牝牛	搾取高	價	格
明治三十六年	五		四九			三八、四一		二、一五
全四十年	七		二〇七	三	五	五五、〇〇〇		三、三〇
大正元年	九		二七	六	六	六八、〇〇〇		二七、五二
全六年	三		三			一、五二、〇〇〇		五、六七〇

第二節 水産

舊時吳浦の漁業は主として鰯網、手繰網或は打瀬網にして鯛網、鱈網之れに亞けり何れも文化年度より始る就中鰯網は吳灣内を専用漁場とせるも其の他は多く出漁にして縣内は廣島近海、安藝、佐伯、賀茂、豊田、沼隈、御調の各郡に渉る沿海縣外にては伊豫國風早郡、温泉郡、周防國大島郡の近海諸島の漁場に入會慣行を有

し毎年の漁獲物の種類採捕高も多大なりき

古來漁業に關しては一定の法則もなく謂は、自由に入會せしより處々に漁場の紛争絶ゆることなかりき是に於て明治十九年漁業は從來の慣行に依るべき旨縣令の發布あり乃ち慣行の調査となり漁民亦争うて慣行漁場の届出を爲す等恰も漁界の維新時代を出現せるか如くなりき是の時に際り會々吳鎮守府の設置あり漁區は變して軍港と化し一般入漁を禁せられ地方漁民の被れる打撃少小ならず其の訴ふる所亦黙止すへからざるものあり明治二十六年和庄町長始め關係四ヶ町村長より海軍當局に歎願し年々漁獲高の幾分を町村に收むる條件の下に軍港入漁の免許を得今尙ほ此の慣例を襲ひ市の事業として之れを繼續す其の入漁僅かに年一回市の収入は僅少なりと雖もこれによりて地方漁民の益する所亦尠しとせず其の入漁許可書全文左の如し

吳鎮第九一九號

和庄町長佐々木仙次郎外三ヶ村長出願吳軍港内漁業の件當分の内免許す但專有區内を除く

明治二十七年四月十日

大正八年	二九	五	三〇	三	三	二四	二四	二	六	二〇	六
------	----	---	----	---	---	----	----	---	---	----	---

漁獲物の種類数量統計左の如し

種類	明治三十六年		全四十年		大正元年		全六年	
	数量	價格	数量	價格	数量	價格	数量	價格
背真鱈	二,五〇〇	八四	三,六〇〇	一四,八七〇	二五,〇〇〇	八,五〇〇	一五,〇〇〇	八,二五〇
鯖	二,三〇〇	一,六四〇	一,二五〇	三,七五〇			六五〇	六,〇〇〇
飯	五〇〇	五〇〇						
鯛	七〇〇	九八〇	二,七〇〇	三,二四〇	九,〇〇〇	二,六〇〇	二,五〇〇	六,〇〇〇
鮪	八〇〇	八〇〇						
黒鯛	一,五〇〇	三,〇〇〇	二,七〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	一,七〇〇	二,二〇〇
鮭	三三	二八	六	三	三五〇	三五〇		
鮭	七〇	七二	三,〇〇〇	三,四〇〇	一三,〇〇〇	一三,〇〇〇	一〇,〇〇〇	二,〇〇〇
鮭	六〇〇	六〇						
鮭	八〇〇	六八〇	二,〇〇〇	一,〇〇〇			二〇〇	三九〇

種類	明治三十六年		全四十年		大正元年		全六年	
	数量	價格	数量	價格	数量	價格	数量	價格
鮫	一,五〇〇	一,五〇〇	二,五〇〇	一,八〇〇	五〇〇	〇〇〇	一,一〇〇	一,〇〇〇
鱈	五	四	七,〇〇〇	四,二〇〇				
雑魚	四,〇三三	二,八四三	三,八三〇	一,五九七	二,七〇〇	一,七二	八,五〇〇	八,五〇〇
計	一七,〇〇八	一三,三三九	九四,八三〇	七,八七二	五,一五五	三七,八五一	三九,八〇五	四八,六五〇
類貝								
烏貝	九五〇	三八〇						
鮪	八五〇	三〇〇	一,三四〇	五三	一五	六〇	一〇〇	一〇
烏賊	三七〇	一八五	三,九〇〇	一,五六〇	二〇〇	一,〇〇〇		
蝦	二二五	一八七	八,〇〇〇	六,〇八五	一五	一五	三,〇〇〇	六〇〇
海鼠	二五	一七二	三五〇	一四	三〇	四四八	一,五〇〇	一,一〇〇
鱧	九五〇	三八〇						
計	三,三六〇	一,六四四	一三,六一〇	八,三〇〇	八〇	二,二四三	四,〇〇〇	一,六〇〇
合計	二〇,三六八	四,九八三	一〇八,四五〇	八二,八三	五,二七〇	四〇,〇九四	四四,五〇五	五〇,六三〇

水産の製造物として記すべきものは乾鱈海參に過ぎずと雖も其の製造は古來より行はれ藝藩通志にも「沙嶼海參は凡海部に出れと吳町吉浦を主とす」と記し

あり軍港設置以來其の製産數量は大に減少したるも袁乾鯉は年々一萬貫海參は三百斤を下らざるものゝ如く現今に至るも絶わす産出せり

第四節 商工業

舊吳四ヶ村は元來商工業地にあらず是れ其の地理的事情の然らしむる所なり抑々商工業の勃興に必要な條件は海陸交通の形勝を控へ物貨集散の利便を有することこれなり而るに吳の地勢は海灣の一角を占むと雖も海上の聯絡は和船の便に依るの外なく陸上は三面山嶽に圍まれ復た四通八達の利を圖るに難し故に此の儘にては假令この地に商業若しくは工業を起さんとするも其の振はざるや知るべきのみ然るに一朝軍港の設置せらるゝや海陸運輸の便漸く開くると共に各方面より移住者を吸収し隨て其の生活上の需用を充さんか爲めには自然各種の商業起らざるを得ず殊に耕地の漸減と共に土着人は多年其の本位とせし農業を捨て新に生活の道を講せざるへからず是に於て商業は漸く勃興の現象を見るに至り各種の商賈陸續として開店せられき但し本市は生産地にあらずして消費地たり供給地にあらずして需用地たり故に其商況は甚

た活潑なりと謂ふへからず今本市商業の今日あるを見るに至れる経路を案するに軍港設置以前にありては農民の生活頗る質素單純にして生活上の資料に關しては自ら生産者にして消費者を兼ね需用者にして供給者を兼ねるの有り様なりきされは當時に於ける商業は敢て絶無と謂ふにはあらずしかども其は簡易なる贅澤品若しくは日常必要の雜貨位に止まりき

然るに軍港開設と共に俄かに多數の民衆を包容するに至りし結果生活原料を始めとして日用品の供給は到底在來の小商店の能く辨へ得る所にあらず殊に外來の移住者中には都會の生活に慣れたるものあり隨て幾分贅澤を好むの風あるものから奢侈品の需用頓に多きを加ふるに至れり是に於てか土着人にして鋤鋤に代ふるに牙籌を以てするものあり或は當初より機逸す可らすとして商業の目的を以て移住せるものも少からず茲に始めて商業發展の曙光を見る事はなれり然れども其の商品は未だ原産地と直接取引を爲すに至らす多くは廣島市より供給を仰きたり是を以て其の價格も甚だ廉ならず而してこの商業勃興期の店舗と云へは未だ完備せざるもの多く甚しきは露店の如き一時的設備に依れるものさへあり其の稍見るに足るの店舗を張り商品を原産地より

直取引するの傾向を來せしは和庄本通大街道の成りし以後の事に屬す斯くて和庄本通は市街形成の權輿をなすと共に亦實に所謂商業振興の淵源として夙に本市商業の中心点となるに至れり爾後戶口の膨脹は驚くべき速度を以て進むと共に新市街の擴張相繼ぎ街衢の勃興に伴ひて商家もまた非常の増加を來し市制施行以後に及んては凡そ街路に沿へる家にては大となく小となく何等か商業を營まざるものなき盛況を呈し就中中通は本通の電車開通よりして却て繁榮を招來し第二商業中心点たるの觀を呈するに至りき是に於て商業機關たる商業會議所設立の必要を感ずるに及びこれか發起の舉ありしも其の機を得ず大正六年此の前提たる商工會を設け正副會長理事及び評議員等の役員を置き専ら勸商の指導に勗め功勞者店員徒弟の表彰を行ひ店頭裝飾の改善競技實業に關する講演會を開催し改良進歩を促し商工業者の連絡共存を圖り其の基礎を鞏固にし以て本市經濟界の發達助長に資し爲めに市の商業界は漸く統一整齊に赴き其の面目昔日の比にあらざるなり

斯の商業の發展に伴ひては亦一種の商品陳列場とも稱すべき商業機關なかるへからず勸商場の設備は夙に明治二十八年に於てこれか濫觴を見たり蓋し勸

商場は多くは相並行し若くは相接近せる兩街路の聯絡を容易ならしむるものにして場内の通路は兩街路に貫通し交通も自ら頻繁となり延いて小賣買に大に活力を添ふるものなりとす而して本市現在の勸商場は二十八年以降漸く設備したるも就中三十年より三十五年の交に最も多く其の建設を見たり今現に存在せるものを紹介せん

名 稱	所 在 地	開 設 年 月	賣 品 名	敷地坪數	建物坪數	店舗數
第一勸商場	本通八丁目	三十四年四月	雜貨、木地製品、履物、書籍、菓子	四七	一三五	三
第二勸商場	全 七丁目	三十二年六月	履物、雜貨、書籍、木地物、文具、玩具	八五、五	三七、六	二九
第三勸商場	全 六丁目	三十四年二月	雜貨、金物、書籍、履物、玩具、食品	三〇、五	一七	一三
中央勸商場	元 町	二十八年	書籍、雜貨、木地物、履物、玩具	三〇	一八	八
檜垣勸商場	元 町	廿九年十二月	雜貨、履物、文具、玩具	一六	二〇八	二〇

本市の工業品中古來產出せるものは漁網にして今を距る百餘年前文化十年の創始たり藝藩通志にも「罽網の業諸村にあり網の幅三十尋長さ六十尋是をみこ網といふ網は皆麻糸にて製し吳町及ひ諸所にこれを造る」とあり然るに明治十九年頃に至り原料たる麻芋と綿糸との耐久力を比較研究する所あり同二十二

年片撚りの外紛撚り及び三撚の二種を増し爰に原料麻苧に代るに綿糸を以てせしか柔軟にして編製上甚た手間取る憂あり重ねて研究の上稀薄なる糊を用ゐしに其の滑り麻苧と擇ふことなきに至り製網上一進機軸を見はし以て今日に及ぶ本市特産品の一たり

次に市の發展に伴ひ最も早く開けたるは木地物、皮革類、履物、足袋、菓子類、食用罐詰、繻帶材料の製造及び醸造業なりとす固より市制施行前にありては其の狀況未だ振はさりしも靴製造の如きは軍隊及び職工の需要に應し夙に之れか進歩の跡を認めき木地製品は日用家具の類を主とせしか三十五年即ち市制施行の當時には一般に製造業の發達を示せり殊に麥稈眞田、履物、足袋、傘、指物、建具、桶類、屏風、各種石鹼、綿織物、金ペン等は爾後大に技術上の進歩を現はせり而して近年稍供給上餘裕を生したる結果として年々幾分の輸出をなすに至りき其の販路は品種によりて方面を異にせるも漁網は廣島、山口、大阪、四國、九州、花蒔及び麥稈經木眞田は神戸、岡山、綿織物は九州洗濯用石鹼は山口及び廣島等なり就中本市の特産として近來其の名を著せるものは罐詰、地下足袋、芙蓉靴、書紙、金ペン等なりとす

地下足袋は明治三十九年一月芙蓉靴は大正元年十一月書紙は大正二年十二月の新案特許品たり高須罐詰は明治三十一年七月の創業金ペン製作は明治四十三年一月の創業に係り共に製造上精巧を極め其の製産額亦多大なりとす罐詰は主として海軍に納品し又東京、大阪方面に輸出し地下足袋芙蓉靴は内地の到る處及び朝鮮、南滿州、臺灣、青島に輸出し書紙は専ら東京神戸に金ペンは東京に出し東京よりは印度地方に輸出し海外輸入品を防壓するの域にまで進めりといふ

其の他洋服裁縫も最も早く開け建築業亦戸數の増加に従ひて著しく發達し鐵工、車輛製造、西洋洗濯、家曳等の業も亦盛んに行はる

而して以上の各業に従事する職工の勞銀は其の勞働の種類と時とによりて固より一定不動なる能はざるも明治四十一年頃の一斑を示せば

洋服仕立職	最高	一圓十五錢	普通	九十錢
大工及左官	全全	六十八錢	全	七十五錢
船大工	全全	八十一錢		
石工	全全	八十九錢		

菓子職	全	六十
鍛冶職	全	九十
活版工	全	七十五

にして概するに勞銀は低廉の側なりしも大正三年歐州大戰以來暴騰を來たし殆んど三倍乃至四倍に達し底止する所を知らざりき今や諸物價は漸く下落の傾向を呈するに至りたれども勞銀は尙ほ低下を見ざるの狀態にあり次に醸造業にありて最も古きは味淋と焼酎となり是れは安政三年十月三宅家の創始なりといふ尋て明治の初年清酒の醸造起りき軍港設置せられて日に月に移住者の増加するに従ひ其の需用は大部分之れを他地方の供給に仰ぐの狀況なりしか明治三十五年頃より醸造の量を増し漸次改良を加へ近年醇酒良醴を出すに至り遂に輸出をさへ見るの盛況に至れり醬油の醸造も之れに次き其の他酢及び味噌の製造漸く多々ならんとし斯業亦益々盛んなり

商工業の戸數人員を統計的に比較するに左の如し

商業家の戸數人員

年次	本業		副業		計	
	戸數	人員	戸數	人員	戸數	人員
大正二年	三,六三	七,四〇	二,九〇〇	一,七三	二,六四五	二,二五
全三年	三,〇六	六,五三	二,〇四八	一,九七	二,九八	二,三六
全四年	三,三〇	六,八〇	二,五五	二,〇八	三,三〇	二,六五〇
全五年	三,三〇	六,八〇	二,五五	二,二五	三,三〇	二,六五〇
全六年	三,三六	六,八三	二,五三	二,二二	三,三〇	二,六五八
全七年	三,七四	八,四五	三,一五八	二,五三	三,七九	二,七〇三
全八年	三,五二	七,四七	二,〇二八	二,二七	三,四五	二,七三

工業家の戸數人員

年次	本業		副業		計	
	戸數	人員	戸數	人員	戸數	人員
大正二年	三,九〇	八,七	三,〇五	五,六	六,九五	二,五四二
全三年	三,八四	八,六	三,〇三	五,六	六,九	二,三〇〇
全四年	三,九〇	八,〇	三,五	六,五	七,五	二,四七五
全五年	五,四二	一,六八	五,〇〇	九,七	一,〇七四	二,一七九

大正六年	五九七、二七二	七〇三	一、九七五	五〇三	五九二	一、四〇二	一、〇九九	二、一五三	一、二六三	三、四五二	三、九〇二	二、八〇五	三〇一九、二五
全 七 年	六六六、四九八	二、三〇〇	五七七	九四八	五七九	一、五三七	一、二〇三	二、三三七	一、三九〇	三、五七二	四、〇六〇	三、五三六	二、八〇〇、八六
全 八 年	五五一、二四九	三、一八五	四三三	五三二	四八七	一、〇八八	一、〇三八	一、七九〇	一、四三三	三、二〇三	三、八一八	三、四六二	四、三三三、〇七

第五節 銀行會社

商工業の發展に伴ひて金融機關の必要を感ずるに至るは自然の結果なり而して本市に於ける金融機關としては先づ吳貯蓄銀行(明治三十九年澤原銀行と改稱す)を挙げざるべからず同行の設立は當時軍人及び職工の貯蓄機關たるを主要の目的とし兼ねて一般の銀行業務を取扱ふにありて大に時代の要求を満たしたるや知るべし越へて翌三十年四月住友銀行支店の設立あり三十二年十二月には吳商工銀行(三十九年吳銀行と改稱す)三十三年一月には大本銀行三十四年十一月には竹原銀行支店等の設置を見るに至れり

是等の銀行及び支店は爾後三十九年に至るまで本市金融機關の主力たりしか其の年五月廣島銀行支店の設置を見翌四十年には吳商工銀行、吳起業銀行(大正

六月吳第一銀行と改稱す)吳商銀行の三銀行創設せられ茲に本市の金融機關は六銀行と多數の支店出張店とを數ふるに至りたり而して工商銀行は明治四十二年八月安藝郡音戸町に大本銀行は大正三年四月宮崎縣兒湯郡下穂村に移轉し現在は四銀行を存し其の他に支店代理店の設け若干あり今大正八年末現在の各行位置資本金貸金預金等を左に紹介せん

銀行の一

組織名	所在地	創立年月	支店及出張店數	資本金		総株數	株主人員	積立金
				總額	拂込額			
株式澤原銀行	本通七丁目	明治三十九年十二月	八	五〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	五,〇〇〇	三四	三九、四六
全 吳 銀行	全 五丁目	全 三十二年十二月	五	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇	四	五、六〇〇
全 吳商工銀行	全 二丁目	全 三十二年五月	六	一〇〇,〇〇〇	一三七,〇〇〇	四,〇〇〇	三四	四〇,一〇〇
全 吳第一銀行	全 九丁目	全 二十九年七月	四	二五〇,〇〇〇	一五八,〇〇〇	二,五〇〇	一五	九、五八
計			二三	九五〇,〇〇〇	五六二,〇〇〇	一三、五〇〇	一九九	一四五、八三

銀行の二

名	稱	所在地	開設年月
---	---	-----	------

株式會社	本市に本店を有するもの													
	全	全	吳	全	全	全	吳	全	全	吳	全	全		
住友銀行	坪ノ内出張店	三津田出張店	胡町支店	莊山田出張店	和庄出張店	東本通出張店	二川町支店	三津田出張店	東本通出張店	川原石支店	明神町出張店	二川町出張店	宮原出張店	澤原銀行 莊山田出張店
吳支店	本通三丁目	三津田	胡町	藏本町	和庄通一丁目	東本通四丁目	三城通一丁目	西本通六丁目	東本通二丁目	西本通一丁目	明神町	西本通一丁目	中神原	三番町二丁目
支店	全	明治四十年八月	大正四年六月	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	明治四十年一月
店	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全

計	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
二二	廣島銀行	報德銀行	不動貯金銀行	共榮貯金銀行	昌榮貯蓄銀行	內國貯金銀行	京和銀行	吳支店	吳支店	吳支店	吳支店
	本通四丁目	三番町一丁目	中通五丁目	中通八丁目	五番町一丁目	中通六丁目	本通五丁目	本通四丁目	本通四丁目	本通四丁目	本通四丁目
	全	大正二年三月	明治四十二年六月	大正三年十二月	全	全	全	全	全	全	全
	三十九年五月				四年八月	三年八月	三年四月				

銀行預金

銀行名	前年越前	年中預入	年中拂戻	年末現在
株式會社 澤原銀行	二、五九、〇四八	三三、七二、〇三八	三、九五、五六九	三、七四、四九七
全 吳銀行	一、一六、〇三九	一〇、七五〇、二六九	一〇、一七二、三八四	一、七五四、九四四
全 吳商工銀行	一、〇〇六、三三六	九、〇〇一、二三四	八、六〇七、一四三	一、〇〇六、三三八
全 吳第一銀行	三、七、四七九	二、七四七、〇〇四	二、五七三、三〇八	五、二一〇、七五五

株式會社	住友銀行吳支店	前年	越高	年中	貸出	年中	返済	年末	現在
全	廣島銀行吳支店	四〇二、二八五		二八、五五九、六三三	二七、四一七、一七九	五、一六三、七一九		一、五三四、一五	
全	不動銀行吳支店	一、三七七、八二八		五九、二一〇、七〇	五九、〇五四、七七三			一、五三四、一五	
全	報德銀行吳支店	五二、七三六		四、四四、九二八	四、六四、九四一			五三、七二五	
全	共和銀行吳支店	五七五、〇六九		四、〇〇〇、四〇〇	三、八七〇、三六四			七、二四、七四五	
全	共榮銀行吳代理店	一四二、二四六		三、四一、五四七	三、八、五五九			一五四、三四	
計		二、八六、四〇三		一三、八七六、八九七	一三、四、五三、六七			一、六八、一七四	

銀行貸金

銀行	名	前年	越高	年中	貸出	年中	返済	年末	現在
株式會社	澤原銀行	一、七九〇、〇三三		二六、八六六、四九六	二五、九二四、九二九			二、七三一、五八〇	
全	吳銀行	七九、三三八		一六、九五三、五七一	一六、一八〇、九〇五			一、五五一、九九四	
全	吳商工銀行	八五二、三五五		四、四一七、五九一	四、〇九〇、〇六四			一、二七九、九三二	
全	吳第一銀行	三三〇、三四八		二、〇四八、八三五	一、八七六、五七四			五〇二、六〇九	
全	住友銀行吳支店	三三三、九四六		一、八五八、三三一	二、〇四一、五三九			一三〇、六四八	

銀行	名	前年	越高	年中	預入	年中	拂戻	年末	現在
全	廣島銀行吳支店	二四九、九〇三		五、二六六、六九七	五、二五六、〇一七			二、五五、五八三	
全	不動銀行吳支店	一一四、八一九		九〇、二四	一〇七、八一九			九七、二四	
全	報德銀行吳支店	三六四、一三二		二、二七、〇四五	二、〇七八、三四七			五〇二、八二九	
全	共和銀行吳支店	三五、八一八		二、三五、一九一	二、四、七五五			五、六、二五四	
全	共榮銀行吳代理店	九三、四七三		六、七、九八二	二、八、五四一			一三三、九二三	
計		四、九四、一七三		六〇、〇六、七五三	五七、七九九、四八〇			七、一三一、四四六	

貯蓄銀行預金

銀行	名	前年	越高	年中	預入	年中	拂戻	年末	現在
株式會社	澤原銀行	五四、四八八		七、八、四三	五九〇、六七二			六八三、二五九	
全	吳銀行	一六、一五三		二、三三、五三一	二、二九、六二四			一、八〇、〇七〇	
全	報德銀行吳支店	一八一、〇三		一、七、三五〇	一、四四、〇五九			二、二四、二九四	
計		八九、六四四		一、一三九、三三四	九五四、三四五			一、〇七、六三三	

預金及ひ貸金利子

銀行名	預金		貸付	
	最高	最低	最高	最低
株式會社 澤原銀行	五	五	六	六
全 吳銀行	五	四	七	六
全 吳商工銀行	六	五	七	六
全 吳第一銀行	六	五	七	六
全 住友銀行吳支店	六	五	七	六
全 廣島銀行吳支店	五	五	七	六
全 不動銀行吳支店	七	四	二	二
全 報德銀行吳支店	七	五	七	六

本市に於て設立せる諸會社にして其の最も早く興りしは明治二十九年の朝日株式會社是れなり同社の目的は土地家屋を賃貸して旭遊廓の成立を速かならしめしは實に同社の提供に待つ所多大なりしなり次で興りしは三十五年に於ける吳勸商株式會社にして家屋即ち勸商場の賃貸を以て目的とせり爾後三十四年以降各種の會社事業は勃々として増加したるか就中三十九年より四十年

下りて大正四五年以後は事業熱の最高潮に達したる時なりしか如し蓋し三十九年より四十年に至る間は日露戰後經營として各地とも起業頻々たりし時代又大正四年以後は歐洲大戰の影響を受けたるに因ること争ふへからず但し此の間事業の縮少又は經濟界の變動に隨伴し解散したるものも少しとせず今大正八年末現在調査に依る各會社の状態を事業別に分類して左に掲ぐ

礦業

(◎印は損失金)

會社名	所在地	設立年月	會社ノ目的	資本金又ハ出資額	拂込額	積立金	利益又ハ損失金率	配當社現在額
東洋製紙合資會社	岩方通二丁目	大正七六	金剛砂砥石製造	二〇,〇〇〇	五,〇〇〇		◎一〇七	

工業

會社名	所在地	設立年月	會社ノ目的	資本金又ハ出資額	拂込額	積立金	利益又ハ損失金率	配當社現在額
吳織物株式會社	二番町三丁目	大正七六	織物製造	100,000	三〇,〇〇〇		二三	
合資會社 吳造船所	二川町	全 八七	造船業	1,000		1,000	◎一八〇	
合資會社 吳製紙所	東二河通	全 八六	製紙業	10,000	10,000		◎一九六	
吳燐寸株式會社	山手通	全 八八	燐寸製造	五〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇			

會社名	所在地	設立年月	會社ノ目的	資本金又ハ出資額	拂込額	積立金	利益又ハ配當率	現在額
吳酒造株式會社	中通七丁目	大正八〇	酒類釀造	100,000	50,000			
合資會社堀川清酒釀造場	今西通七丁目	全	全	3,000	3,000	六三	七八	一七〇
吳醬油株式會社	今西通八丁目	全	醬油釀造	150,000	75,000	六五	六、四七三、〇〇	
山陽製氷株式會社	公園通一丁目	全	製氷業	300,000	75,000			
吳清涼飲料水製造株式會社	神田町九丁目	全	清涼飲料水製造	15,000	七,500			
吳製菓合名會社	本通一丁目	全	菓子製造	4,500	4,500		一、四〇五	
比那パン製造合資會社	中通四丁目	全	パン製造	2,000	2,000	一、六六	八三八	
高須罐詰合資會社	二川町	明治三、七	罐詰製造	六、六〇〇	六、六〇〇	三八、三九	二、九五五	
合名會社吳ハツ折製造所	西本通二丁目	大正七、九	ハツ折製造	2,000	2,000		二、六六六	
大正五ツ折製造合名會社	和庄中通	全	草履製造	3,000	3,000		〇	二、六六六
合名會社 谷口屋洋服店	本通一丁目	全	各種洋服	40,000	40,000		〇	二、六六六
富士足袋製造株式會社	本通六丁目	全	運動靴製造	30,000	30,000	三〇	五、三六六、六三	

商業

會社名	所在地	設立年月	會社ノ目的	資本金又ハ出資額	拂込額	積立金	利益又ハ配當率	現在額
-----	-----	------	-------	----------	-----	-----	---------	-----

會社名	所在地	設立年月	會社ノ目的	資本金又ハ出資額	拂込額	積立金	利益又ハ配當率	現在額
為羽商事合資會社	清水通	大正七、三	諸機械賣買	5,000	5,000			
合資會社 青盛材木店	二川町	全	材木販賣	3,000	2,500	五八四	八、〇三	
株式會社 吳穀物問屋	東港町	明治三、八	穀物賣買	25,000	22,500	四、四七九	一、二六五、〇〇	
合名會社 吳墟元捌所	二川町	大正八、〇	墟元賣捌	8,000	8,000			
吳陽薪炭株式會社	長濱町	明治三、五	薪炭卸商	25,000	六、三三〇	二、七〇	二、一〇〇、一〇〇	
吳履物株式會社	本通九丁目	大正六、六	履物類卸	5,000	5,000	二〇	五、〇〇	
合名會社 西村兄弟商會	中通七丁目	全	和洋雜貨賣買	1,500	一、五〇〇		八九	
丸金合資會社藤金商店	本通五丁目	全	和洋雜貨賣買	800	800	九八	三五五	
合資會社 水野商會	本通一丁目	全	物品販賣業	30,000	30,000		三〇〇	
株式會社 胡屋商會	莊山田村	全	全	30,000	七,500			
株式合資會社 濱水商店	和庄町	明治三、九	全	25,000	25,000		一五二	三、〇〇〇
合資會社 便益購買會	藏本町	大正四、三	金錢貸付	5,600	五、六〇〇	一、四〇〇	一、二九九	
吳無盡株式會社	岩方通五丁目	全	無盡業	30,000	22,500	一、四〇〇	一、六〇〇	
吳二川魚市株式會社	二川町	明治四、六	海產物委託販賣	60,000	60,000	七、七〇〇	11,372,150	
株式會社 池田魚市場	西本通一丁目	大正七、一	生魚賣買	50,000	33,000	一〇〇	七四	

合名會社	共同魚市場	二川町	大正六八	魚類委託販賣	二〇,〇〇〇	六,〇〇〇	五〇	三,八三〇	二,〇〇
合資會社	吳魚市場	三城通一丁目	明治四〇六	魚類賣買	一〇,〇〇〇	八,〇〇〇		三,八三三	七五
株式會社	吳青物魚市場	堺川通二丁目	全全三	市場貸貸	五〇,〇〇〇	三,五〇〇	二,三三八	二,〇一七	二〇
合資會社	丸正市場	長濱町	大正六三	問屋業	一〇,五〇〇	一〇,五〇〇	三〇〇	七四九	五〇
合資會社	齊藤商店	本通七丁目	全八八	公債株式現物問屋	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇			
吳商事株式會社		全九丁目	全全	株式現物問屋	一〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇			
吳朝日株式會社		朝日町	明治三九八	土地家屋貸貸	三六,〇〇〇	六,〇〇〇	八,〇八七	八,九三二	九五
合資會社	日の丸旅館	三城通一丁目	大正三三	旅館業	五〇〇	五〇〇	二〇〇		
合資會社	幾代旅館	中通四丁目	全全九	全	五〇〇	五〇〇			
株式會社	花園俱樂部	全五丁目	明治四三三	家屋貸貸	一〇,〇〇〇	八,〇〇〇	二,〇一〇	一,三三一	〇〇
株式會社	春日座	全四丁目	全四三〇	劇場貸貸	三〇,〇〇〇	二五,〇〇〇	五,〇七七	〇,九七四	
吳劇場株式會社			全三三九	全	二〇,〇〇〇	一六,六〇〇	三,三三五	二,六二四	二五
朝日劇場株式會社		朝日町	全四〇五	全	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	八八〇	四〇三	一七〇〇
株式會社	吳世界館	本通九丁目	大正三三	活動寫真興行	五〇,〇〇〇	三三,五〇〇	三五〇	一,四七五	一〇
吳活動寫真株式會社		中通八丁目	全五八	全	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	二,四七〇	一,五二四	一五〇

市外に本店を有する會社商店にして本市内に出張所を設けたるもの、最初は明治二十五年の高田商會なり之れに次くは大倉組にして其の營業は専ら海軍用達たり爾來年を追ひ開店したるもの多々あり其中退轉せしもの亦尠からず今其の現在せる主なる商店を掲げん

名	稱	所在地	開設年月	營業種目
高田商會	吳出張所	本通一丁目	明治二十五年	海軍用達
大倉組	吳出張所	全三丁目		全
廣島吳電力株式會社	吳支店	三番町四丁目	明治四十二年十月	電力供給
廣島吳瓦斯株式會社	吳支店	藏本町	明治四十三年十月	瓦斯供給
三菱合資會社	吳出張所	岩方町	大正三年	海軍用達
日本製造所	吳出張所	五番町一丁目	大正二年	全

帝國生命保險株式會社吳出張所	五番町二丁目	明治三十七年	保
國民生命保險株式會社吳出張所	藏本町	全	業

第六節 産業各種組合

産業組合法は明治三十三年三月法律第三十四號を以て始めて發布し同年九月一日より施行せられ其の後三十九年四十二年大正六年に改正を加へられたり本法の所謂産業組合とは組合員の産業又は其の經濟の發達を企圖する爲め一組合員に産業に必要な資金を貸付し及び貯金の便宜を得しむること(信用組合)二、組合員の生産したるものに加工し又は加工せずして之れを賣却すること(販賣組合)三、産業又は生計に必要なものを購買し之れに加工し又は加工せずして組合員に賣却すること(購買組合)四、組合員の生産したる物に加工し又は組合員をして産業に必要な設備を利用せしむること(生産組合)の目的を以て設立する社團法人を謂ひ其の組織に無限責任有限責任及び保證責任の三種あり本法に従ひ本市に於て最初の設立を見たるは明治三十九年四月創立の吳購買

組合にして次て四十一年三月保證責任吳朝日信用購買組合明治四十三年十月無限責任吳眞田販賣購買組合の設ありたるも明治四十五年七月十六日共に同時に解散其の後絶つて此の種の組合の設立を見さりしか大正三年以來の歐洲大戰は漸次世界的波動を及ぼし物價昂騰し就中生活上の必需品たる米價奔騰の兆あるや先つ大正五年二月海軍工廠に勤務する者の住居せる吳市及び其の附近町村を區域とし生計に必要な物品を購買し之れに加工し又は加工せずして組合員に賣却するを以て目的とする有限責任吳職工購買組合の設立を見るに至れり其の後吳信用組合吳自彊信用組合吳甲寅信用組合吳中部購買組合等起れり今大正八年末現に活動せるものを掲げん

名稱	組織	所在	設立	目的
吳職工購買組合	有限責任	三番町二丁目	大正五、二	生計に必要な物品を購買し之れに加工し又は加工せずして組合員に賣却すること
吳信用組合	全	胡町	全 全二	組合員に産業に必要な資金を貸付し及貯金の便宜を得しむること
吳甲寅信用組合	全	堺川通七丁目	全 七、六	一組合員に産業に必要な資金を貸付し及貯金の便宜を得しむること 二組合員に對し其の經濟の發達に必要な資金を貸付し及貯金の便宜を得しむること 三組合員に對し其の經濟の發達に必要な資金を貸付し及貯金の便宜を得しむること 四組合員に對し其の經濟の發達に必要な資金を貸付し及貯金の便宜を得しむること 五組合員に對し其の經濟の發達に必要な資金を貸付し及貯金の便宜を得しむること

吳中部購買組合

有限責任

五番町二丁目

大正七〇

生計に必要な物を購買し之れに加工し又は加工せしめて組合員に賣却すること

明治三十三年三月法律第三十五號を以て重要物産同業組合法發布あり同年四月一日より施行せらる(大正五年三月法律第一五號を以て改正せらる)本法により設立するものは吳穀物同業組合を以て最初とす同組合の設置は明治四十四年五月内田謹助外十九名の發起に係り同年九月一日知事の認可を得同年十二月十八日設置の申請を爲し四十五年六月農商務大臣の認可を得て成立す本組合は精米麥問屋業同卸賣業同販賣業及び精米麥業者を以て組織し吳市一圓を地區とし事務所を大字莊山田村に置き組合員一致共同營業上の弊害を矯正防遏し斯の業の發達改良を圖るを以て目的となす其業務は一、營業上の弊害を矯正し信用を保持し及び同業者の福利を増進し確實なる賣買取引を爲すべく方法を講ずること二、組合員間及び組合員と組合員外との間に於ける營業上の紛議を仲裁すること三、組合員營業品の検査を爲すこと四、以上の外組合の目的を達するに必要な施設を行ふこと是れなり組合員は設立當時は三百八人を有せしか大正八年の今日は二百五十四人となり稍々減退を示せるも組合事業は確實にして益々信用を得

つゝあり

次に大正五年十二月本市宮原幸三郎外八名廣島縣安藝國真田同業組合の設置を發起し同月十五日知事の認可を受け大正六年七月二十日農商務大臣の認可を得て之れを設置せり本組合は麥稈眞田經木眞田の製造業仲買業問屋業者を以て組織し營業上の弊害を矯正防遏して斯業の發達改良を圖り組合員の利益を永久に増進するを以て目的とせり其の地區は縣下安藝國一圓に涉ると雖も同業者の三分の一は本市の者に屬し生産額は總額の二分の一以上を占め殊に事務所を本市に置けるを以て此に之れを付記す

吳畜産組合は元産牛馬組合法に依り明治四十三年三月廣島縣知事の認可を受け吳市産牛組合を設置したるに始まる然るに大正四年一月法律第一號を以て畜産組合法を發布し同時に産牛馬組合法を廢止せられたるを以て大正五年三月定款を更定し吳畜産組合と改稱せり該組合は産牛の改良發達を圖り組合員の利益を増進するを以て目的とし産牛の生産者を以て組織し左の事業を行ふにあり

一種産の供給及種付

二畜牛の系統及能力の登録

三家畜市場の開設

四組合員中牛乳搾取業者の改善及發展

五組合員の委託に依る物品の購買配付

六共済事業

七畜牛衛生改良

八牛籍簿の調製

九品評會共進會講習會及講話會の開設

區域は吳市一圓にして事務所は大字莊山田村に置く最近組合員の數は十二名なり

明治三十四年漁業法の制定以前には明治十九年漁業慣行調査の結果縣下一般を通して廣島縣漁業組合を組織し其の下に上浦漁場下浦漁場大芝漁場豊浦漁場茅苧漁場等の區劃を設け從來の慣行に従ひて漁業を營み本市は上浦漁場の區域に屬せり三十四年漁業法の制定せらるゝや漁業組合の地區は市町村の區域又は市町村内の漁業者の區域に依り定むべきこととなり茲に三十五

年六月二十日吳市漁業組合の設立を見るに至れり其の後明治四十三年十一月勅令第四百二十九號漁業組合會の公布ありて舊漁業法に依り設けたる漁業組合は本令に依り設置したるものと見做すの規定を置かれ以て今日に至れり而して最近の組合員數は五十餘名を算し事務所を二川町に置けり

第七節 市場

本市に於て市場の最も古く創設せられたるは魚市場なり明治三十三年五月池田淺助外一名の私設及び富島平助の私設ありて共に川原石に開設せり翌三十四年に和庄町に青物市場三十五年に泉場町に魚市場三十六年に二川町に久保田魚市場の新設を見其の數六ヶ所に及びたりしか明治四十年に至り二川町に桐山良吉魚市場莊山田村に青物市場和庄町に青物魚市場の三ヶ所大正元年に吳中央青物市場を加へたり其の經營は會社組織あり個人經營ありて一ならず此等の市場は魚介及蔬菜の委託販賣若くは市場賃貸の目的を以て設置せられたるものにして開市は毎日午前中にあり頗る活氣を呈し取引亦盛んなり而して右市場中には中途廢絶したるものあり大正六年末現在の市場を掲げんに

名	稱	所	在	創	立	年	月	營	業	種	目
池田勝盛	魚市場	西本通一丁目		明治三十三年五月				魚貝類	雜	賣	
富島	魚市場	長濱町		全				全			
吳二川町	魚市株式會社	長濱町		明治四十年六月				全			
合資會社	吳魚市場	三城通一丁目		全				全			
株式會社	吳青物魚市場	中通二丁目		全	四十一年三月			青物魚貝類	販	賣	
株式會社	吳中央青物市場	全	一丁目	大正元年十二月				全			

次に起りしは家畜市場なり此は明治四十三年三月法律第一號家畜市場法に依れるものにして大正三年一月本市前田久太郎外一名か本縣知事の許可を得始めて設置し同年二月一日より開場せしか其の許可期間大正五年七月三十一日にて閉鎖したり

是れより先き同年三月吳畜産組合より市場設置の出願を爲し五月十七日知事の許可を受け八月一日より開場せり事務所を大字莊山田村に置き取扱ふ家畜は牛馬羊豚とし祝祭日を除く外毎日午前九時開市午後四時閉鎖と定めたり家畜の取引は自由賣買及び交換の二種なり最近の調査によれば一ケ年の入場頭

數二千九百六十賣買頭數二千六百三交換頭數二百九十四此の價格三十九萬二千七百二十圓の巨額に上れり其の取扱數の大部分は畜牛にして馬匹の入場頭數は僅かに五十二豚は一頭に過ぎず

第八節 工場

本市は由來工場地にあらず隨て工場の如き頗る少數にして軍港開設以前にありては僅かに酒類醸造場の存せしに過ぎず若し夫れ純粹の工業的工場としては明治二十八年十月の創業たる兒玉縹帶材料製造所を以て嚆矢となす尋て三十年十月毎本鐵工場三十一年七月高須罐詰製造場の創設あり是れ皆軍港設置に伴ふ其の必要に應じて起りしなり爾來年を追うて徐々に發達し來りたるか大正七八年に至り俄かに多數の設立を見たり是れ蓋し大戰の影響に由りて然りしなり就中其の最も盛んなるは高須罐詰京屋足袋坂田金本の三工場なりとす

明治四十四年三月法律第四十六號を以て工場法の公布あり大正五年九月一日より施行せられ一常時十五人以上の職工を使用する工場二事業の性質危険な

るもの又は衛生上有害の虞あるものに之れを適用し本法の適用を必要とせざる工場は別に勅令を以て之れを除外せられたり
 今大正八年末現在に於て法の適用を受くるものと其の適用を受けざるものとに分別し工場を掲記せんに左の如し

工場法の適用を受くる工場

名 稱	所 在	創設年月	製 品	製品数量	製品価格	就業時間	一年就業日数	職工徒弟人夫
吳綿帶製造所	山 手 通	明治二十八年七月	精製ガーゼ 晒木綿等	一七、四〇〇反	三三、七五〇	九	三〇〇	二〇 男 二〇 女 計
毎本鐵工所	中通一丁目	全三十年十月	鑄物 其他	三、八六	二四、五九	九	三三〇	二〇 男 二〇 女 計
高須罐詰合資會社	西三河通三丁目	全三十一年七月	牛肉罐詰其他	一三、二九三	八三、六〇八	一〇	三三一	一一 男 一一 女 計
土本獅大敷網製 作所	吾 妻 町	全三十七年四月	獅 網	五、六〇〇	一六、八〇〇	七	二八〇	六 男 六 女 計
吳 公 論 社	中通三丁目	全三十九年六月	日刊新聞發行	三、八三三、五〇〇	七、六五〇	九	三六五	二二 男 二二 女 計
佃鐵絞繩製作所	神 田 町	全四十年十月	佃式絞繩	七二〇	一〇〇、〇〇〇	男一 女一	三三	四 男 四 女 計
吳日日新聞社	堺川通三丁目	全四十一年十月	日刊新聞發行	四、三〇〇、〇〇〇	四七、五三〇	八	三六五	一一 男 一一 女 計
廣島瓦斯電軌株 式會社吳支店	岩方通二丁目	全四十三年一月	瓦斯 其他	一〇三、二九九〇磅	四三、二五三	二	三三	四 男 四 女 計
坂田工場	全 四丁目	全四十四年一月	文具金ペン	六、〇〇〇、〇〇〇 外 一五〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	八	三〇〇	三九 男 七五 女 計

坂田諸金屬製作所	濱田町十二丁目	明治四十四年二月	鋸 鉄	三〇〇、〇〇〇個	五九、〇〇〇	八	三〇〇	一九 男 七六 女 計
廣島吳電力株式 會社吳支店	東三河通四丁目	全 十一月	電燈電力供給	五、七七個	三六、五五	二	三六	四七 男 二 女 計
丸 中 工 場	岩方通六丁目	大正五年十二月	金 ペン	二六、四九〇	一〇六、五九六	九	三三九	七三 男 九 女 計
吳織物株式會社	今西通三丁目	全 七年六月	綿 織 物	二、五〇〇反	五〇、〇〇〇	九	三三〇	三 男 二五 女 計
帝國金ペン製作所	本通七丁目	全 八年一月	金 ペン	二六、〇〇〇	九四、三〇〇	八	三三六	一四 男 一五 女 計
大和トリル製造所	今西通六丁目	全	高速度鋼螺絲	四八、〇一四	三、九三四	九	三三〇	一三 男 二 女 計

工場法の適用を受けざる工場

名 稱	所 在	設立年月	製 品	製品数量	製品価格	就業時間	一年就業日数	職工徒弟人夫
三宅酒類醸造所	吾 妻 町	安政三年十月	清酒 其他	一四、七二	一、四三、五〇〇	三	二七	二五 男 一五 女 計
宮崎酒類醸造所	長ノ木町	明治五年十月	清 酒	七〇〇	六〇、〇〇〇	三	二七	七 男 七 女 計
遠藤酒場	東本通二丁目	全 十二年十月	清 酒	三、五〇〇	二一〇、〇〇〇	二	一五〇	四八 男 四八 女 計
武田網所	全 四丁目	全三十二年四月	漁網地	二〇、〇〇〇冊	四、〇〇〇	八	三三〇	六 男 六 女 計
京屋足袋工場	本通五丁目	全三十五年三月	足袋綿製靴	四八、〇〇〇足 一五〇、〇〇〇	二九、三〇〇	九	三三〇	八五 男 一五 女 計
林精米所	東本通四丁目	全 四月	白米 割麥	一〇、〇〇〇 三、〇〇〇	六四〇、〇〇〇	一〇	三〇〇	四 男 八 女 計

白井製造所	東堺通	全	明治三十七年五月	諸機械		九〇〇	一〇	三〇〇	三	三
八木印刷所	本通四丁目	全	三十八年二月	活版	八〇〇,〇〇〇	八〇〇	一〇	三〇〇	四	三
金谷石鹼製造所	堺川通一丁目	全	三十九年三月	石鹼	五,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	九	三〇〇	五	三
中村活版所	中通六丁目	全	四十年三月	活版	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇	三	三〇〇	七	一
平岡製網工場	本通九丁目	全		漁網	四二,五〇〇	一,六五五	一〇	三三三	一	二
四田都館	堺川通七丁目	全	八月	紙函	四〇〇,〇〇〇	一五,〇〇〇	九	三三〇	三	二
本明印刷所	本通五丁目	全	四十一年二月	活版	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇	九	三三〇	三	一
林菓子製造所	全 四丁目	全	四十二年四月	菓子	二〇〇,〇〇〇	六〇,七〇〇	九	三三〇	一〇	一〇
上田印刷所	泉場町	全	大正元年八月	活版	五〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇	九	三三〇	五	五
富士足袋製造株式會社	本通六丁目	全	十一月	綿製靴	一〇〇,〇〇〇	一五,〇〇〇	九	三三〇	五	二
河盛醸造場	山手通	全	六年十月	清酒	一,二七〇	二七,五〇〇	二	三三〇	一	二
香川織物工場	東三河通二丁目	全	七年二月	小倉織	九二四匹	三,七〇〇	九	三三〇	一	六
吳鑄造工場	公園通一丁目	全	四月	鍋釜、風呂釜	三,五〇〇個	二四,九〇〇	一〇	三三〇	六	六
大正美術硝子製造所	本通九丁目	全	八年一月	硝子	一〇〇貫	二,五〇〇	九	二八〇	三	三
文鮮堂印刷所	東本通三丁目	全	三月	活版	三,〇〇〇,〇〇〇	三,七〇〇	九	二五〇	三	三

第九節 附録

吳醬油株式會社	今西通八丁目	全		醬油	一、六四〇	五七、六五六	二	三〇九	六	一
金尾精密諸機械及金ペン製作所	濱田町	全	八年六月	金ペン	七,五〇〇	五,二五〇	二	二五八	八	四
合資會社吳製紙所	山手通	全	八月	毛紙	三〇,〇〇〇	四,一〇〇	一〇	一八八	四	六
富士足袋製造工場	本通六丁目	全	九月	地下足袋、芙蓉靴	五、四〇〇 二七,〇〇〇	五四、八一〇	一〇	一〇八	一三	三九
吳酒造株式會社	中通七丁目	全	十月	清酒	三二	八、二五	二	五〇	一三	二

農商畜産水産物の統計比較は已に之れを記せりと雖も工産物に年々の統計區々にして之れを正確にすること能はざるものあり然るに大正二年十一月本縣知事の訓令に基き縣下一般に生産及び消費の調査を行ひしことあり其は大正三年九月より始め大正四年三月に至る七ヶ月間の日子を費し實地又は當業者に就き専ら正確を期し調査したるものなれば重複するものあるに拘らす之れを左に掲げん

生産額調査書

大正二年吳市

現住戸數 二萬三千七百五十九戸
現住人口 十一萬九千六十八人

豆	麵	蒟	菌	雞	罐	海	鳥	魚	砂	食	酢	味	醬	甘
腐	類	蒟	蕈	卵	詰	藻	獸	介	糖	鹽		噌	油	藷
二、八五、〇八〇	七、九六六	二、〇五一、九四四	一、七〇〇	二、六七四、〇四〇							一、二二七	二、七九九六	一、〇三三	九〇、八二〇
五七、〇六二	二五、三九三	二〇、五一九	四、一七二	七、六四八	四、七三五	三〇、三五四	二〇二、六七八	一、〇三八、二七九	八二、九九九	一六、五八〇	八、九三三	六四、四三三	二、四〇、〇三四	五、六四九
一〇、〇〇〇	二八、〇〇〇	九、九九九	二、四一四、四五〇	二六、七九二							七、九七、四八〇	二九五、五六九	二、二三五、三五一	六、五二〇
二、四一〇	九、〇三五	八、六三三	一、七五五	三、〇一五	一、七九八	九、二七四	八、五三〇	四三、七〇〇	三、四九〇	六九七	三七五	二、七二一	九、八五〇	二、三八四
四七九	一、八〇九	一、七三三	三五	六〇二	三五八	一、八五〇	一、七〇三	八、七二〇	六九六	二三九	七四	五四一	一、九六五	四七五

ビ ー ル	類						嗜好飲食物 ノ主ナルモノ	合 計	雜 食 物	果 物	麵 包	漬 物	乾 物
	計	洋 酒	葡 萄 酒	燒 酎	味 淋	白 酒							
三、五七九	六二三	六箱	一七二	四三九	一五七	七、三九〇	七、三九〇				一六、〇五斤		
三、五七九	三七八、六八八	二、四三五	一一〇	一一、七〇三	二八、三八八	三〇七、八九一	五、八五四、八九八	五、八五四、八九八	五、六三、七九七	二、六、九四一	九、八〇三	八三、三四九	五〇、七三五
一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、五、〇〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇	六八、四三三、七四八	六四、六六五、一四八	五八、一六五、六〇四	四、六六三、一九三					四九、九九九		
一、五〇六	一五、九三八	九〇三	五	四九二	一、一九四	二、九五八	二、四六、四二八	二、四六、四二八	三、七三九	五、三四三	四二二	三、五〇八	二、一三五
三〇〇	三、一八〇	一〇	一	九八	三三八	二、五六六	四九、一七六	四九、一七六	四、七三五	一、〇六六	八二	七〇〇	四六六

彫刻費	一六、八三六個	三、七〇四	三三〇、〇〇〇	一、五五	三
書籍及印刷物費		三三、〇一九		九、三四四	一、八六四
其他主ナル消費					
合計		八〇六、四九九		三三、九四三	六、七三三
家具費		三九八、九三六		二六、七九〇	三、三五〇
敷物類		一三七		五	一
燈建具		五〇、六八八		二、二三六	四三六
其他ノ建築材料		二五二、二四四		一〇、六二六	二、二一八
木材		一〇四、三七四		四、三九三	八七六
居住費					
合計		二、二六六、八三六		九八、八三〇	一九、二三三
其他		一九〇、三三六		八、〇二二	一、五九八
菓子類		三〇九、三〇一		一三、〇一八	二、五九七
牛乳	七、七〇石	三、五七〇	四、〇〇〇、〇〇〇	一、四三三	二八一
清涼飲料		二七、九九九		一、二七五	三四

寫眞費	二二、七〇三枚	一一、九三五	五四九、九七四	五二	一〇〇
表裝費		一〇、〇九〇		四二四	八四
各種製造物原料		五三、八九二		二、二六八	四五二
其他ノ雜費		七七、六三七		三、三六七	六五二
餅	一、二七石	七〇、五五六	五九、九九六、五九八	二、六六九	五九二
茶	六、二四斤	八、五五六	一四、〇〇〇	三〇	七
煙草		二二、三三二		九、三九九	一、八七五
其他ノ雜食物		三六、八七八		一、五五二	三〇九
合計		一、二四、五八〇		四七、三三二	九、四四五
被服費其他生計諸費ノ主ナルモノ					
衣服費		一、一八一、一八三		四九、七二五	九、九二〇
寢具		二三八、四六九		五、八二八	一、一六三
裝身具		七三、三七〇		三、〇四六	六〇七
履物類		一七六、六六九		七、四三五	一、四八三
業用器具費		一〇八、六七〇		四、五七三	九二二

物		產		工	
繪及印刷物	枚	二,五七〇,〇〇〇	三,八〇〇,〇〇〇	二,八〇〇,〇〇〇	三,九〇〇,〇〇〇
彫刻品	個	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇
紙製品	冊	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇
雜書簿	冊	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇
帳簿	冊	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇
書籍	冊	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇
表類	冊	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇
和洋紙	冊	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇
繪具	箱	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇
文具	箱	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇
古靴	打	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇
靴	打	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇
麻裏	打	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇
草履	打	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇
草履	打	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇
鼻緒	打	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇

物		產		工	
石綿絲	噸	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇
石綿粉	噸	一三〇,〇〇〇	一三〇,〇〇〇	一三〇,〇〇〇	一三〇,〇〇〇
石粉	噸	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
金剛砂	噸	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
蠟石	噸	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
並砥石	噸	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
白	噸	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
石材及全製品	個	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
繃帶材料	反	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
繃帶材料	反	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
棉	本	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
車	輛	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
鐵力細工	個	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
鑄物	貫	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
金物	個	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
寫真	全	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
諸新聞	全	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇

物		産		工	
塗料	個	塗料	個	塗料	個
コールドター	罐	コールドター	罐	コールドター	罐
煉灰	全	煉灰	全	煉灰	全
寝灰	個	寝灰	個	寝灰	個
コークス	貫	コークス	貫	コークス	貫
蠟	斤	蠟	斤	蠟	斤
洋蠟	箱	洋蠟	箱	洋蠟	箱
燐寸	罐	燐寸	罐	燐寸	罐
油類	箱	油類	箱	油類	箱
種油	石	種油	石	種油	石
石油	箱	石油	箱	石油	箱
マツト	個	マツト	個	マツト	個
蓮枕	枚	蓮枕	枚	蓮枕	枚
臭座	全	臭座	全	臭座	全
表敷物	個	表敷物	個	表敷物	個
骨	枚	骨	枚	骨	枚

物		産		工	
薄板	個	薄板	個	薄板	個
木製品	束	木製品	束	木製品	束
藍玉	全	藍玉	全	藍玉	全
藍	個	藍	個	藍	個
硫黄	箱	硫黄	箱	硫黄	箱
モグサ	全	モグサ	全	モグサ	全
線香	個	線香	個	線香	個
蜂蜜	樽	蜂蜜	樽	蜂蜜	樽
洋チヤン	全	洋チヤン	全	洋チヤン	全
松脂	個	松脂	個	松脂	個
除虫液	全	除虫液	全	除虫液	全
アルコール	箱	アルコール	箱	アルコール	箱
藥品及賣藥	個	藥品及賣藥	個	藥品及賣藥	個
染料	箱	染料	箱	染料	箱
漆	石	漆	石	漆	石

物		産		工	
折箱	個	三五八、〇〇〇	三五八、〇〇〇	一、二〇〇	三五八、八〇〇
家具	全	三、九四〇	三、九四〇	七六九	三、五八八
幕	括	二、三九〇	三、一〇〇	二七八	三、二七一
傘及提灯	全	七、五二八	三、二七〇		二、八三三
箸	全	二、四三〇	二、四三〇		二、四三〇
吞口	全	一、二七〇	一、二七〇		一、二七〇
佛壇	個	一、三〇〇	一、三〇〇		一、三〇〇
鏡	個	五七六	五七六		五七六
鞆	個	二二〇	二二〇		二二〇
竹木細工		三、五三二	二、四五〇		一、七二二
團扇	本	二、八〇〇	二、八〇〇		二、八〇〇
木判	個	一、六八八	一、六八八		一、六八八
刷毛及ブラシ	個	二、五八八	二、五八八		二、五八八
荒物	全	二、六四四	二、六四四		二、六四四
農具類	括	一、〇四八	一、〇四八		一、〇四八
銃器彈火藥		一、〇六三	一、〇六三		一、〇六三
綿糸ロープ	貫	二、四三〇	二、四三〇		二、四三〇

物		産		工	
繩	全	一、三九九	一、三九九		一、三九九
麻繩	全	六六〇	六六〇		六六〇
織維製品	全	一、一〇〇	一、一〇〇		一、一〇〇
時計	個	三、六八二	三、六八二		三、六八二
眼鏡	個	五五〇	五五〇		五五〇
度量衡器	全	一、三〇一	一、三〇一		一、三〇一
ミシン機械	台	九六〇	九六〇		九六〇
精米機	全	二、五五〇	二、五五〇		二、五五〇
自轉車	輛	三、六〇〇	三、六〇〇		三、六〇〇
唧筒	個	九、四〇〇	九、四〇〇		九、四〇〇
蓄音機	全	三、二〇〇	三、二〇〇		三、二〇〇
石版機	台	四、〇〇〇	四、〇〇〇		四、〇〇〇
玩具	箱	五〇〇	五〇〇		五〇〇
瓢箪	箱	四、〇〇〇	四、〇〇〇		四、〇〇〇
護謄	貫	一、〇〇〇	一、〇〇〇		一、〇〇〇
草	捆	三、七〇〇	三、七〇〇		三、七〇〇
皮革	全	一、〇〇〇	一、〇〇〇		一、〇〇〇

電 氣	運 輸 費				郵 便 電 信 通 信 費					借 地 借 家 料						
	瓦 斯 料	計	電 車	同 荷 物 運 賃	鐵 道 乘 車 賃	計	電 話	電 信	業 書 其 他	印 紙	切 手	計	借 家 料	耕 地 借 地 料	宅 地 借 地 料	
	112,081		221,965	45,314	33,333	19,338	28,347	3,940	86,185	29,422	58,434	73,857	14,970	23,338	1,925	25,277

及 瓦 斯 費		置 座	屋 敷	及 座 敷	貸 金
電 氣 料	計	置 座	屋 敷	座 敷	計
145,653		181,714	10,000	81,500	91,600

第十章 衛生

市民の衛生的觀念

吳市は軍港所在地として特に衛生上甚深の顧慮を要すへきは論を須いす然かも新開地の常態として新に腐集し來れる移住者は主として征利に奔走し殆んど他を顧るに遑あらざるの狀なり從て衛生上の事などは常に第二位に置かるゝの感を免れず今之を市民の居常に徴するに悪疫の恐るへきは確かに之れを知り一朝流行病の發生するや戦々競々として醫師の忠告を守り官公の布令告諭に遵ふの傾向漸く著しと雖も平常の衛生上に至りては動もすれば閑却せら

るゝの恐あり是に於て當局者は吳醫師會員と相謀りて講師を招聘して年毎に衛生講話會を開き幻燈又は活動寫眞の類を利用し各町區域を劃し以て巡廻講説に努むる所ありき

明治四十二年一月十日より同十四日まで五日間和庄町本通九丁目(元小學校)に於て衛生參考品展覽會を開催することを決し吳市聯合衛生會主催となり市は其の會費を補助し資料は主として廣島縣衛生課、檢疫事務所、廣島市役所、同水道事務所、吳海軍病院、吳海軍工廠職工共濟會病院、吳避病院、産婆看護婦養成所等より蒐集し之れを四室に分ちて陳列したり

其の陳列と説明とにつきては縣當局技手、檢疫官、廣島市技手、其他資料を供せる病院並に醫師會員等數十名専らこれに當り特に日用家庭品、飲食物及び保健食料の如きは趣向を斬新にして排列に意を用る良品と不良品とを對照し以て不良品を用ふるの害毒を明らかにし尙ほ精密なる實驗を目睹せしめ詳細なる分析表を觀察せしめ其の足らざる所は通俗的なる説明を加へたる等各員何れも勞を吝まず盡力する所ありき而して陳列諸品の中最も異彩を放ちしは廣島上水道水源池濾過池の模型にして慥かに衆目を集中せしむるに足りき醫

學的標本にありては一般觀覽者の注意を惹かさりしにあらされども却て恐怖心を起さしめし之感なき能はさりき
概觀するに本會の如きは斬新なる丈け非常の成功にして又其の功果も尠しとせず日々の觀客肩々相摩するの盛況を呈し一般衛生思想を喚起するには極めて優越の舉たりしか如し

第一節 死亡者の病類別

吳市に於ける死亡數は其の病症及び性別に於て何れに多きか個人衛生考究上先づ第一に之れを知らんと欲する所なるへし乃ち年々の統計の示す所を左に表記せん

年次	性別		傳染性病	發育及營養的	皮膚及筋病	骨及關節病	血行器病	神經及五官病	呼吸器病	其他	消化器病	泌尿及生殖器變死	中毒	原因不詳	計
	男	女													
明治三十六年	四三	三三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
全三十七年	三三	二七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
全三十八年	三三	二七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

齊に臨時種痘を施し好結果を得たり

明治三十八年は日露戦役に際し軍隊の出勤庶民の出入頻繁を加へしを以て戦時衛生として特に臨時種痘を施行したり

明治四十一年には阪神地方に天然痘流行を極め同地方より和庄通一丁目中田トシノなるもの感染歸郷し爲めに傳染せる患者九十五人の多きを出したるを以て臨時種痘を執行し痘苗の如き特に七萬八千人分を購入斷行したる結果甚しき蔓延を見ずして熄みしは不幸中の幸なりき

大正五年末より京阪及び九州地方に於て流行せる痘瘡は翌六年に至り其の勢を逞うせんとする形勢を示し就中大阪神戸の如き猖獗を極め其の病毒各地に撒蔓し本市も襲來の虞ありしを以て二月一日より吳驛並に川原石に出張し有病地來往者の健康状態視察を開始し市民一般に對しては衛生組長をして注意せしめ一面本市の定期種痘を繰上げ三月末日を以て終了する等其の豫防警戒に努めつゝありしに五月十五日突然本通四丁目大阪よりの歸來者に一名の疑似症患者發生せしに依り之れか撲滅を謀り附近に豫防接種消毒等を勵行せしむも同月十七日清水通長迫町に各一名の同症患者發生し形勢稍々危険なりと認

めしを以て其の原因を調査し病源地を清水通と認定し直ちに該衛生組長委員並に警察官と共力し患家附近一帯の各戸に就き視察するや疑似患者數名を發見し病毒將さに全市に蔓延せんとするの虞ありき是に於て五月十八日清水通神應院に臨時防疫所を開設し關係者集合防疫會議を開き施設方針を決定し市醫を増聘し視察員を置き警察官多數の應援を求め衛生組長委員を加へて臨時防疫隊十五組を編成し全市を七區に分ち一區を一日に全市を七日間に一巡の豫定を以て健康視察を開始すると共に一面注意區域に對しては反古塵芥其の他病毒の汚染せる汚物の搬出焼却の爲めに消毒隊を派遣し患者發生の爲めには檢病隊健康視察の爲めには健康視察隊を派遣し全力を傾注して豫防消毒を勵行せし結果注意區域の病勢は終熄の狀を呈したるも五月二十日に至り漸次市の中央部に侵入し病毒稍々擴大せんとする形勢を示せるを以て臨時防疫所の一部を中通四丁目專徳寺に移すと同時に防疫部員を増し前述の方法を以て之れか豫防に盡すと共に痘苗十萬人分を購入し市内七區の各神社寺院を種痘場に充て四日間を以て全体の豫防接種を行ひ尙ほ未接種者に對してはこれを續行し一般市民に對しては各劇場及び寺院或は路傍に於て晝夜衛生講話を開

催する等所有手段方法を盡したりしか爲め遂に豫防撲滅の効果を收むるを得たり

此の流行時に於て臨時種痘をなしたる人員左の如し

- 公種痘 八萬一千百十八人
- 開業醫私種痘 一萬六千七百八十五人
- 海軍工廠同 一萬七千二百六十人
- 計 十一萬五千六百六十三人

年次種痘の成績を掲ぐれば左の如し

(一一)

年次	初種		再種		三種		合計
	善感	不善感	善感	不善感	善感	不善感	
明治三十六年	五〇	三九	七九	一五	三六	一九八	五七八
全三十七年	三九	二八一	六〇〇	三、四二一	八、三四一	一、七三四	八、四〇四
全三十八年	六六八	六四	一、六三三	一、五七七	四、五二六	一、四九三	六、二〇八
全三十九年	六九	七四七	一、四三六	五三七	一、二二一	五五〇	一、〇三二
全四十年	九七	七六	一、七七八	三三九	七二	一九五	六六二
合計	一、〇六〇	一、〇六〇	一、〇六〇	一、〇六〇	一、〇六〇	一、〇六〇	一、〇六〇

全四十一年	一〇、九八八	八、一四七	一九、〇六五	五、四五八	二〇、〇八〇	二五、五三八	六、〇五一	一八、九三六	二四、九八七	六九、五五〇
全四十二年	八〇三	二二七	九三〇	二六八	八八九	一、一五七	二二五	八七八	九九三	三、〇八〇

(一一)

年次	回数	一期		二期		三期		合計
		善感	不善感	善感	不善感	善感	不善感	
明治四十三年	一回	四、三五五	一、〇九九	五、四七四	八〇	二、九〇四	三、七四	九、一八八
全四十四年	全	二、七九九	一〇六	二、八九五	七七	二、五三五	三、三二	六、〇〇七
全四十五年	一回	二、六九五	四二	二、七三四	六八九	一、三九六	二、〇八五	四、八八九
大正元年	一回	二、七七八	四	二、七八二	八三	二、九七九	一、〇六二	五、八四三
全二年	全	二、七五八	二二〇	二、九六八	九〇七	一、〇五〇	一、九五七	四、九二五
全三年	全	二、八二四	二五三	三、〇六六	一、〇三三	一、九五一	一、〇六	六、〇三九
全四年	全	三、〇三三	一八	三、〇五二	一、五二六	一、五二六	二、〇六	五、五六一
全五年	全	三、四八五	四四	三、五二九	一、七四四	一、五五八	三、三三八	六、六九九
全六年	全	三、五二〇	一九	三、五三九	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全七年	一回	三、五九一	二六	三、六一七	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全八年	一回	三、六〇六	二六	三、六三二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全九年	一回	三、六二一	二六	三、六四六	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全十年	一回	三、六三六	二六	三、六六二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全十一年	一回	三、六五一	二六	三、六七七	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全十二年	一回	三、六六六	二六	三、六九二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全十三年	一回	三、六八一	二六	三、七〇七	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全十四年	一回	三、六九六	二六	三、七二二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全十五年	一回	三、七一一	二六	三、七三七	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全十六年	一回	三、七二六	二六	三、七五二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全十七年	一回	三、七四一	二六	三、七六七	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全十八年	一回	三、七五六	二六	三、七八二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全十九年	一回	三、七七一	二六	三、七八二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全二十年	一回	三、七八六	二六	三、八〇七	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全二十一年	一回	三、八〇一	二六	三、八二二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全二十二年	一回	三、八一六	二六	三、八三七	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全二十三年	一回	三、八三一	二六	三、八五二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全二十四年	一回	三、八四六	二六	三、八六七	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全二十五年	一回	三、八六一	二六	三、八八二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全二十六年	一回	三、八九一	二六	三、九〇二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全二十七年	一回	三、九〇六	二六	三、九一七	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全二十八年	一回	三、九二一	二六	三、九三二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全二十九年	一回	三、九三六	二六	三、九四七	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全三十年	一回	三、九五一	二六	三、九六二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全三十一年	一回	三、九六六	二六	三、九七七	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全三十二年	一回	三、九八一	二六	三、九九二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全三十三年	一回	三、九九六	二六	四、〇〇七	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全三十四年	一回	四、〇一一	二六	四、〇二二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全三十五年	一回	四、〇二六	二六	四、〇三七	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全三十六年	一回	四、〇四一	二六	四、〇五二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全三十七年	一回	四、〇五六	二六	四、〇六七	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全三十八年	一回	四、〇七一	二六	四、〇八二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全三十九年	一回	四、〇八六	二六	四、〇九七	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十年	一回	四、一〇一	二六	四、一一二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十一年	一回	四、一一六	二六	四、一二七	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年	一回	四、一三一	二六	四、一四二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、一四六	二六	四、一五七	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、一六一	二六	四、一七二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、一七六	二六	四、一八七	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、一九一	二六	四、二〇二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、二〇六	二六	四、二一七	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、二二一	二六	四、二三二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、二三六	二六	四、二四七	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、二五一	二六	四、二六二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、二六六	二六	四、二七七	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、二八一	二六	四、二九二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、二九六	二六	四、三〇七	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、三一	二六	四、三二二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、三二六	二六	四、三三七	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、三四一	二六	四、三五二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、三五六	二六	四、三六七	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、三七一	二六	四、三八二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、三八六	二六	四、三九七	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、四〇一	二六	四、四一二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、四一六	二六	四、四二七	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、四三一	二六	四、四四二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、四四六	二六	四、四五七	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、四六一	二六	四、四七二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、四七六	二六	四、四八七	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、四九一	二六	四、五〇二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、五〇六	二六	四、五一七	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、五二一	二六	四、五三二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、五三六	二六	四、五四七	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、五五	二六	四、五六二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、五六六	二六	四、五七二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、五八	二六	四、五八二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、五九	二六	四、五九二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、六〇	二六	四、六〇二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、六一	二六	四、六一二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、六二	二六	四、六二二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、六三	二六	四、六三二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、六四	二六	四、六四二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、六五	二六	四、六五二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、六六	二六	四、六六二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、六七	二六	四、六七二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、六八	二六	四、六八二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、六九	二六	四、六九二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、七〇	二六	四、七〇二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、七一	二六	四、七一二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、七二	二六	四、七二二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、七三	二六	四、七三二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、七四	二六	四、七四二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、七五	二六	四、七五二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、七六	二六	四、七六二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、七七	二六	四、七七二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、七八	二六	四、七八二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、七九	二六	四、七九二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、八〇	二六	四、八〇二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、八一	二六	四、八一二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、八二	二六	四、八二二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、八三	二六	四、八三二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、八四	二六	四、八四二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、八五	二六	四、八五二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、八六	二六	四、八六二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、八七	二六	四、八七二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、八八	二六	四、八八二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、八九	二六	四、八九二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、九〇	二六	四、九〇二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、九一	二六	四、九一二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇
全四十二年計	一回	四、九二	二六	四、九二二	一、〇六八	一、五九三	一、二六	五、七〇〇

大正八年	一回	三、三三	五	三、八八	三、八七	三、三九	二、五三	四、七〇
計	二回	三、三三	八三	三、三九	三、九三	四、八〇	四、五三	六、七二

第二款 虎列拉病の豫防

虎列拉病は明治十九年全國各府縣大に流行し此の地方にも傳播して其の勢ひ猖獗を極めしことあり當時衛生思想未だ發達せず豫防の方法も亦甚た不備にして人々徒に恐怖するのみにて其の施す所を知らざりき時恰も第二海軍區即ち吳軍港開設當年にして當路者の憂慮措く能はずと雖も村落未だ舊態を脱せず三ヶ村に分立して一致共同の實を缺きしか爲め百方苦籌を竭すも病毒益々蔓延し殆んど防遏するを得ず加ふるに臨時避病院設置の如き苦情百出其の措置に苦み困難極りなかりしか漸くにして隣村警固屋村字押廻山の官林壁か谷の地先なる附寄洲反別二十五歩の地に建設するに至り茲に始めて避病院を形成し患者の收容隔離を行ふに至りきと云ふ爾後年々患者を出し、ことありと雖も少數に過ぎざりき

明治四十三年再び各府縣下に猖獗を逞うするあり漸次附近町村に蔓延し危険

一方ならざるを以て十月十五日より十一月三十日まで川原石沖に見張船を備へ流行地より來る和船に對しては嚴重なる検査を施し以て病毒の侵入を未然に防くの策を執りたるに幸に一名の患者をも出さずして附近町村の終熄期に會せり

大正五年七月以來各地に点發せるあり本市へも襲來の虞あるを以て八月二十六日海軍其他關係官署の參集を求め防疫會議を市役所に開き海陸共に嚴に豫防警戒の事に決定し同二十七日よりこれを實施し先づ海上には検査船を備へ臨時検査員を出し市吏員交代監督に任し入港の船舶乗組員並に搭載の魚類及び荷物に就き検査を爲し乗組員にして有病地出發又は有病地經由のものは關係町村に通知し視察方を注意し而して魚類は有病地出發のものは着港の上相當消毒を施し又荷物の内飲食品は出發地の検査證を携帯するものは陸揚を許し否らざるものはこれを差止め出發地に返還の方法を執り一方長濱町海岸に消毒所を設け上陸者に對しては逐一手足の消毒を爲さしめき而して海軍側に於ても取締上援助を與ふることとなり軍艦龍田を旗艦とし市検査員を分乘せしめ尙ほ前記検査船に検査員乗込み要所に配置取締りを勵行せり

陸上検査は吏員七人の外臨時検査員を備入れ八月二十七日吳驛を初めとし順次阿賀峠、吉浦峠、西港町、南小原、休原、殿垣内、赤羽根の各要所に検査出張所を開設し吳驛に於ては降車客其の他有病地方面より來れるものに對し住所氏名出發經由地及び行先地を取糺し當該町村に視察方を通報し一般の通行人及び魚類に對しては消毒の上通過せしむる等の措置を執れり其の他海軍側醫師會等の援助を得て各衛生組合毎に講話をなして衛生觀念の喚起に努め海陸相並ひて豫防警戒に怠りなかりしか九月十四日海上に一人の患者突發し爾來頻發の兆候あり當局者極力防遏に努めしたため發生患者僅かに十七人にして防止するを得たりかくて十一月二十一日海陸共に全く検査を閉止せり

大正五年に流行せし虎疫は本縣に於ては十一月二十二日を以て全く其の跡を絶つに至りしも九州、山口、大阪、愛媛等の各府縣沿岸一部に於ては年を超ゆるも尙ほ終熄を見ず大正六年一月以降主として漁夫並に其の關係者間に流行の兆あり爲めに其の地へ出稼往來するものに對し警戒間然する所あらんには直ちに前年の如き大流行を來たすや測知し難きを以て一月二十五日海軍憲兵隊其の他關係當路者吳警察署に於て防疫會議を開きし結果海陸共に豫防警戒を嚴

にすること前年の防備と等しくすることし市は直ちに警察署と協力し吳驛及び川原石に防疫事務出張所を設け有病地より來るもの、健康視察を開始し同時に本市漁業出稼者の各戸訪問健康視察をも行ひ一般市民に對しては衛生組長をして其の受持區内組合員の健康狀態特に宿屋料理屋飲食店に就き有病地より來れる旅客の健康狀態に留意せしめ之れに適當の注意を與ふる等嚴重警戒を怠らざりき

然るに一月三十一日突然附近音戸町に五名の疑似患者と一名の保菌者とを發見せるあり系統調査の結果何れも九州若松近海よりの歸來者にして就中三名は直接海上より他の二名は陸路吳市を経て歸郷せること判明したり音戸町に發生せしだに一層の警戒を要する所なるに本市を經過し而かも一泊せる事實あるは驚かざるを得ず其の病毒既に侵入せりとせば事態甚だ容易ならず萬一其の防疫方針を誤らんか前年の如き慘害を被ること歴然たり因りて市は直ちに吏員を増加し日夜健康視察を行ふと共に其の宿泊所を調査し家屋の消毒は勿論其の家族の全部を隔離し糞便検査を行ふ等防疫上遺算なきを期せり幸にして該家族に何等異狀を認めざりしも斯くの如く病毒既に本縣内に侵入し而

かも附近音戸町沿岸漁民間に發生せるに於ては既往の防疫施設のみを以て安んずべきにあらす更に二月一日海上に船舶検査を開始し他府縣よりの出入船舶は勿論港内一般の船舶に對しても間斷なく健康視察を行ひ有病地往復の船舶に對しては糞便検査を行ひ港内船舶には便器並に石灰を備付せしめ海水中への糞便其の他汚物の投棄及び海水の使用を嚴止し一面陸上に於ては魚市場及び魚類の取扱場は常に清潔を保たしめ魚類の陳列台及び容器等は使用の都度清洗せしむる爲め洗滌水を定置する等之れが豫防勵行に努めき

其の後縣内に於て疑似患者時々發生し危険甚たし四月二十日縣廳に於て縣下防疫委員會議を開き總へての防疫施設を協議しこれか統一を計るゝ共に縣外に出漁する者の家族並に其の部落民生魚取扱者等の關係者に對し豫防注射を行ふことに決定し直ちに市内當該者を調査し其の數三千餘人に二回乃至三回の注射を行ふと共に川原石沿岸一帶の居住者に對しては特に虎列拉に關する衛生講話會を開き其の豫防心を喚起せしむる等百方警戒注意を加へしに幸に本縣のみならず附近各縣共病根絶の状態を呈したるを以て五月十日より一時検査を中止せり然るに又八月二十六日より富山縣に於て近來稀なる大流行

を來たし多數の死者を出たす等非常の慘害を被り其の病毒最も悪性なりとの公報ありしを以て又々以前の如き施設を採り検査消毒其他豫防警戒を怠らざりし爲め本市にては唯疑似患者五名を出せしのみにて防止することを得たり

大正七年八月十三日將來虎列拉發生の際に於て海軍警察市役所の執るべき處置の統一を計るべき希望を以て海軍側の發議に依り海軍病院に會合協議を遂げ可檢物は海軍病院並に市立傳染病院に於て検査すること隔離區域は海軍警察市役所と協議の上定むること疑似症の決定は兩病院検査の結果に俟つこと交通遮斷を解除するときは海軍警察市役所合議の上同一時に解散すること船舶は五日間これを隔離すること等を協定し萬一に備へたるも幸にして患者の發生を見さりき

第三款 ペスト病の豫防施設

明治三十九年一月大阪府に於てペスト病の流行あり其の勢極めて猖獗凡百の豫防手段も殆んど其の効果なきものゝ如く延いて各地に散蔓し尋いて縣内に侵襲し來りこれか豫防を講ずるの要刻下に迫りしかは衛生課書記を阪地に出

張せしめ親しく其の防遏上の實際を査察し齋す所の該地の施設方法に則り若し一朝發生の不幸に逢着せば患者收容は和庄病院を以て充用することとし同年二月該病院改築費として一千圓消毒器具機械費として千二百四十八圓六十錢の支出を議決し尙ほ同年三月工費八百三十九圓九十錢消毒器械費千六十圓を以て同院内の空地に病室を新設しペストは勿論虎列拉病の如き激烈なる惡疫患者は凡て此に收容することとせりこの外病毒の媒介物たる鼠族の買収を普くし實行しつゝありしか偶同年四月縣下佐伯郡大竹村に於て眞性ペストの發生するあり其の勢猛烈にして當るへからず乃ち衛生主任書記を派遣し實査せしめたりしに極めて猖獗にし一村爲めに絶滅せんとするか如き慘狀を呈し其の經費の如きも實に莫大にして殆んど一村を傾倒せんとする狀況にあれば本市の如き交通の頻繁なる何時襲來するや測知すへからず市民も亦危懼の念に堪はず故に鼠族一頭の買収費を三錢に改め買収を勵行したりき

次て明治四十年ベスト萬一の襲來を慮り假裝的實地演習を試みんことを期し乃ち中通元青物市場に交渉し該所を以て流行區域と假定し衛生課員警察署員傳染病院長醫員役員市醫會員衛生組合役員等の經驗あるもの相合して人夫二

十人を使役し實地豫防を演行したりしに捕鼠六十七頭の多きに及び爰に將來に於け施設上大に参考に資するを得たりといふ

明治四十年以後に於ても猶ほ鼠族の買収を續行せり其の頭數價格左の如し

年次	頭數	價格	年次	頭數	價格
明治三十九年	10,131	333,000	明治四十二年	47,955	477,510
全四十年	27,636	2,532,100	全四十三年	33,766	3,363,600
全四十一年	89,692	1,388,500	全四十四年	33,955	3,392,250

(四十五年以後休止)

第四款 赤痢腸窒扶斯病

赤痢腸窒扶斯は毎年發生して地方病の如く其の數少からすこれか豫防上の施設も殆んど盡さるはなし就中大正五年には一月の首より發生し二月に亘り頻發の兆候あるに由り極力豫防消毒に努め一面二月十一日を期し各所に衛生講話會を開催して衛生思想を鼓吹しこれと併行して健康診斷を繼續し檢病調査を爲し患者發見に際しては患者を中心とし附近周圍十五間以内の便池に對

掃除監督長 十五圓以上三十圓以下
 掃除監督 十二圓以上二十五圓以下
 掃除巡視 八圓以上十五圓以下

明治三十七年十月二十四日(明治三十八年三月)市會の議決に依り汚物掃除運搬處分規程を設け市の義務に屬する場所の汚物掃除方法各戸より蒐集したる汚物の運搬及び其の處分方分共便所の糞尿汲取方獸畜死屍牛馬を除くの焼却又は埋設方法を規定す

明治四十五年三月十四日市會の議決を以て市に於て蒐集する塵芥等は市長に於て三ヶ年以内の契約を以て之れを賣却することを得るの規定を設けたり
 汚物掃除の施設及び汚物搬出高の統計を示すに左の如し

年次	役夫		中車	馬車	便所	塵芥	全燒却場	搬出	
	人	計						塵芥	高計
明治三十六年	一五	一五	一五	一五	二	一	八三、六〇〇	三、九七五	八六、五五五
全三十七年	一九	一九	一九	一九	二	二	七七一、八〇〇	二七五、三五五	一、〇三三、四九五
全三十八年	三〇	三〇	三〇	三〇	二	二	一、五九九、〇八九	五、八四八	一、六〇〇、九七七
全三十九年	三三	三三	三三	三三	二〇	一	二、〇五四、七七	八、〇六五	二、一四〇、九二二

全四十年	三	五	三七	三三	三三	四	二、六一九、三六〇	三、四〇三	二、六五四、七六三
全四十一年	三	六	四八	四三	一四	一	三、〇四一、六四〇	三、八二七、五	三、〇七九、九五
全四十二年	三	六	四八	四三	一四	一	三、三三七、二八〇	四、三三〇、〇〇	三、六五〇、五八〇
全四十四年	三	六	四八	四三	一四	二	三、三三二、二五〇	四、五二、六〇〇	三、七三三、九二〇
全四十五年	三	七	五五	四六	一四	二	三、七三三、六〇〇	三、三三、五五〇	四、〇八六、一五〇
全四十六年	三	七	五五	四六	一四	二	三、八四四、六八〇	六〇〇、九〇〇	四、五五、六〇〇
全四十七年	三	七	五五	四六	一四	二	三、三三七、六四〇	六九四、四五〇	四、〇三三、〇九〇
全四十八年	三	七	五五	四六	一四	二	三、三三二、二四〇	七五五、八五〇	四、〇七四、〇九〇
全四十九年	三	七	五五	四六	一四	一	三、三三六、四四〇	七二二、一〇〇	四、一八、六四〇
全五十年	三	七	五五	四六	一四	二	三、三三〇、九〇〇	七二二、四〇〇	四、二九三、三〇〇
全五一年	三	七	五五	四六	一四	二	三、〇一八、七三〇	二八、一三七〇	三、四六九、一〇〇
全五二年	三	七	五五	四六	一四	二	三、〇四二、六〇〇	二六五、四五〇	三、三〇八、〇五〇
全五三年	三	七	五五	四六	一四	二	三、二六、四四〇	四一五、二七〇	三、五五三、七〇〇

第六款 其他豫防上の施設

明治三十六年四月二十七日市會の議決を經同年八月二十九日縣知事の認可を

得て傳染病豫防救治に關する給與規程を設け凡そ傳染病豫防救治に従事し又は之れか爲め病毒感染し若くは死亡したるときは此規程に依り手當金療治料吊祭料扶助料を給與することを定め以て防遏上努力せしめんことを期せり

明治三十六年廣島縣令第三十三號傳染病豫防細則に依り明治三十七年十月二十四日(明治四十一年二月二十六日一部改正)市會の議決を以て市醫設置規定を設く

市醫は定員を四名とし専ら傳染病豫防の爲め健康診斷又は死體檢案に従事し一方他に救護者なき貧困者の醫療若くは種痘を受くること能はざるもの、施術及び死後檢案を行ふこと衛生上市長の諮問事項に答ふること衛生上談話會開催の時出席講話を爲す事等を規定せり

明治三十七八年日露の戰役に際し軍港地として殊に戰時衛生の必要あるを以て本縣より特に檢疫委員數十名の派遣あり警察官吏と共に市内各戸を巡檢し苟も傳染病の疑あるものは毫も之れを假供せず檢舉に努めたる結果腸室扶斯の如き三十八年にありては百三十八名の入院患者を見るに至り前年に比して九十餘名の増加を示せり市醫會に於ても亦深く注意する所あり醫師各々自ら戒飾し以て隱蔽の弊風を根絶せしめんと努めたり

戰時中にありては戰時衛生として特設事項多々ありしか就中當時虎列拉赤痢腸室扶斯病の如き患者發生するあれば其の患家接近地の状態に依り臨時遮斷區域を定め患家井水の使用を停止し一週間は煮沸水を供給する等の施設を爲し、に依り該年度にありては殊に多額の市費を消耗したりしも軍港地としての衛生保健上効果を收め得たること尠少ならざるを認む下水の排除施設の如きは戰時衛生上刻下の急務たりしを以て之れか企畫に方り政府より二千九百圓の補助金を交付せられ晝夜兼行施設を爲し三十八年度末までにこれか工事を竣成し豫防上至大の公益を得たりき

傳染病豫防上の記事を終るに臨み舊藩時代の記録の一部を抄録して讀者の一察に供せんとす

時は文化元年十月本市一部の前身なる宮原村吳町より藩廳へ差出したる書面ありこの書面は安藝守の政廳即ち郡奉行より郷里急救方なる書籍を配付し之れを實行せしめて其の結果を具申せしめしものに係る當時熱病の流行あり是より先き安永二年此の具申書を發せし年より二十八年前一度流行せしか此の時は類病と唱へ其傳染最も劇烈なりしもの、如く患者総人員七百五人(男三百六十五人)

女三百四十人ありて外に革田罹病者五十四人ありしことを割庄屋まで上申しあり其の病症の如き今日之れを審かにするに由なれども或は今の室扶斯類似のものなりしならんか斯る流行病の豫防及び治療として藩は只一冊の急救法なる書物を村方へ配付せしに過ぎす而して其の書物の内容は知るに由なきも庄屋より差出したる書面の内容に依て其大要を窺ふことを得へし

覺

安藝郡 宮原村
吳町

一先達て御下被爲遊候急救法御書物の通用試候村方は其趣委細書付にして申上候様被仰付奉畏左に申上候
一急救法の御書物去亥三月下旬難有頂戴仕早速村内人別へ申聞候尙書讀仕候者共へ寫させ長百姓共手元へ相渡置申其比疫病相煩ひ申者地町にて百四十四五人程も御座候に付右病人の親類共呼出し難有御仁惠の程申聞御書物の通艾の葉並に「ごぼう」の根を煎茶碗に貳盃程宛飲せ候處餘程發汗仕盛軽く御座候處日數七八日振にて皆々平癒仕候事全快次第役人共宅へ罷出御書物の御蔭を以日數纒にて快相成誠に御厚恩の程難有奉存候趣御厚禮申參り皆々歡申候

一胡麻並に黑豆を酒にて用試候處此等は其驗難相知奉存候

一蒼草を廣島藥店より取寄私共方にて粉に仕並に松葉を細にきさみ悉く無病の者へ給させ申候處去四月上旬より以來疫病悉く鎮り申候誠に重き御趣意にて結構なる御書物御下け被爲遣御蔭を以病難凌役人共は勿論一統難有仕合に奉存候

一去四月比より以來急病發など無御座誠に當村には手近に醫師居不申に付時疫の外以今用試不申

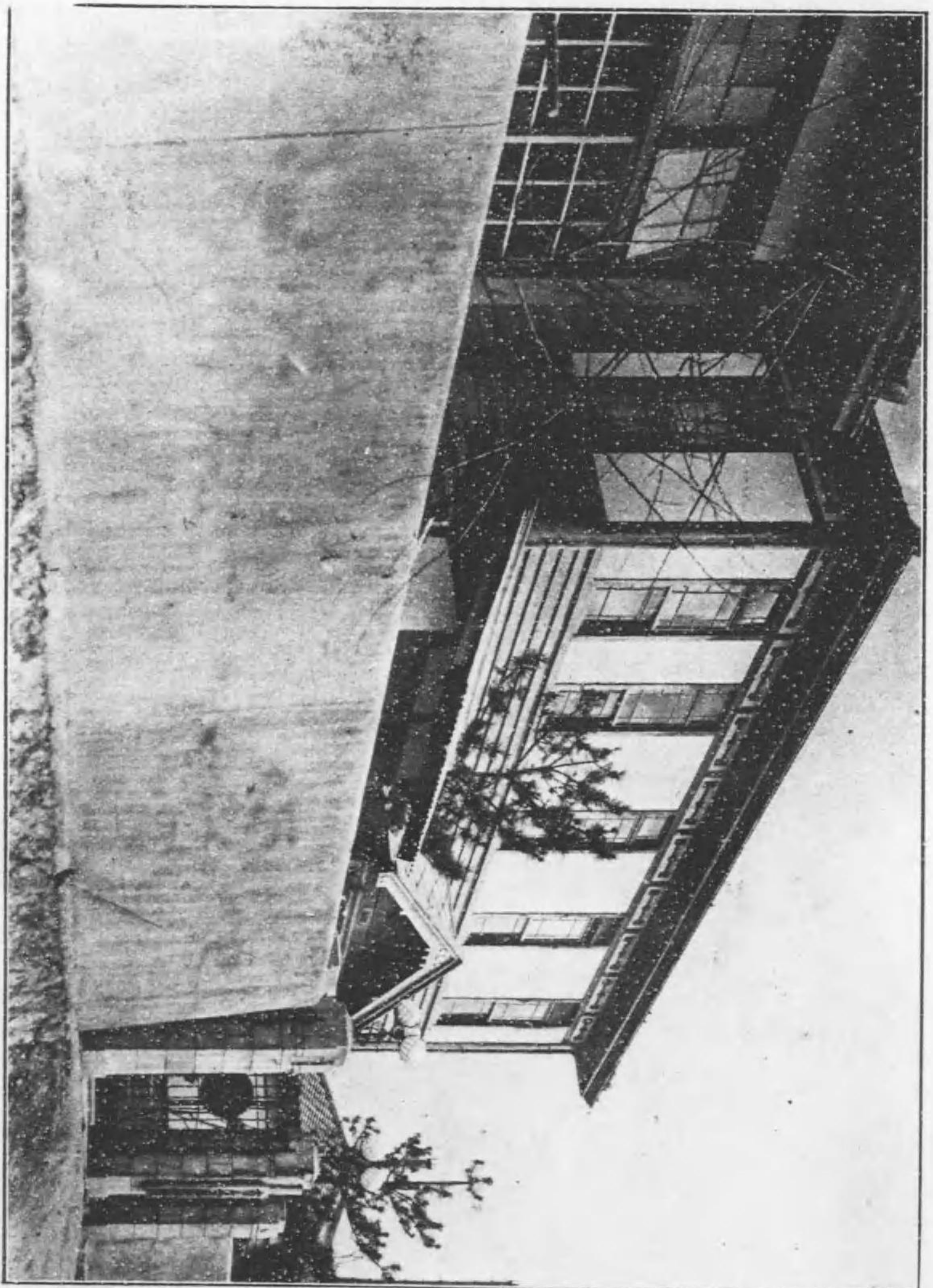
右は急救法の御書物用試之御尋に付書付を以て申上候

第三節 傳染病患者

傳染病の豫防は前各款に叙せる如く其の施設常に怠りなしと雖も其の發生年々跡を絶たざるは頗る遺憾なりとす今其の患者の數を示せば實に左の如し

年次	虎列泣		赤痢		腸窒扶斯		實布利亞		天然痘		瘰癧膜炎		計
	人員	全治	死亡	人員	全治	死亡	人員	全治	死亡	人員	全治	死亡	
明治三十六年	二	三	八	六	三	二	二	六	〇	一	一		二八
全三十七年	六	三	四	五	三	三	三	二	二				一四

全 八 年	全 七 年	全 六 年	全 五 年	全 四 年	全 三 年	全 二 年	全 四 十 五 年 大 正 元 年	全 四 十 四 年	全 四 十 三 年	全 四 十 二 年	全 四 十 一 年	全 四 十 年	全 三 十 九 年	明 治 三 十 八 年
一		五	一七		一	一				一	三	三	三	一
一		二	三							一	一	一	一	一
六	九	七	五	三	三	九	一	三	二	一	三	七	五	四
六	八	八	七	七			八			一	二	四	八	三
三	四	三	一	一	九	一	一	五	五	二	六	三	六	一
三	三	一	四	一	四	一	三	九	九	一	三	四	九	三
一	三	一	三							九	三	二	三	八
三	七	三	六							六	四	二	八	二
九	六	九	五	二	三	九	七	四	四	四	二	二	五	四
六	六	六	四							四	六	一	三	五
三	三	一	一							二	二	七	一	一
一		一								一	一	一		
一		一												
九	一	二		二	二	四	五	一	五	七	一	一	四	一
三	一	一								七	一		二	
七		一									一		三	
四	四	五	五	一	一	二	二	八	二	八	一	六	三	二



院 病 吳 立 市

備考

表中治癒死亡を合して人員數に符合せざるものあるは其の年轉歸せず翌年に亘りたるものあるに由る

第四節 傳染病院隔離病舎

市制施行前にありては市内二川町字川原石に元吉浦村の設置に係る隔離病舎ありしか明治三十五年四月一日両城川原石は吉浦村より分離して二川町を置き同年十月一日吳市の區域に編入せられし爲め財産處分の上之れを賣却し廢絶したり

大字宮原村にありし隔離病舎は従前よりの設置なりしか軍港の發展戸口の増加に伴ひ増築の必要を來たし明治三十三年七月三十一日建坪十九坪にして五室を備ふる設備とし明治四十一年四月二十二日更に修補を加へ病室十八坪^{四十九}其の他七室^{十四坪}五合^{五坪}を有するに至りしも在莊山田村傳染病院の擴張完成に伴ひ存置の必要なきに至り廢舎したり

大字和庄町にある避病室は初め字勝入山にありしか海軍墓地設立せられ道路

險難迂回となりしに由り字目堀に移轉設置せり即ち現在溝路なる和庄病院これなり

此の病舎は明治二十四年四月元和庄町に於て許可を得設置したるものにして日常閉鎖しありと雖も臨時必要に應じ開設す敷地四百十坪一合一勺五才病室四棟百三十三坪七合五勺室數四十九室九十二坪二合五勺其の他十五室四十一坪五合を有し患者四十二名を容るゝの設備あり其の他は事務室醫務室調劑室小使室賄室消毒室死屍室物置等なり明治二十七年六月敷地延長三十五間幅員四尺を掘鑿擴張し同年九月梁行五間桁行一間半のもの及び厠二ヶ所を増設し之れと同時に病舎の模様替を爲し腰板張周圍柵柱を換等あり

明治三十八年十月重病室として第一號室梁行二間桁行十二間第二號室梁行二間桁行十一間二棟看護人室梁行二間桁行二間及ひ土間板屋根葺長十一間漆喰叩き附屬地々均し等の施工竣成せり

大字莊山田村字片山町にある傳染病院は明治二十四年三月元莊山田村の設置せるものにして舊避病院の一なりしか市の發展に伴ひ漸次設備を加へ現在の病院に擴張せり

敷地七百五十六坪

建坪二百二坪七合五勺七棟ありこれを細別すれば病室二十七室百二十四坪其の他十五室七十八坪七合五勺にして患者二十四名を容るゝの設備を有す其の他健康部病室部等明治三十年縣令甲第三十四號傳染病院及隔離病舎設備並管理方法に基き設備したるものにして較々完備せるを以て市の傳染病院とし院長及び醫員若干名並に藥劑師事務員看護婦小使消毒夫賄夫等を常置せり

明治三十六年八月桁行二間梁行一間半の賄所を建設す

明治三十七年七月特別病室隔離室看護人室食堂汚物焼却所の増築工事を施し特別病室は患者の願に依り使用を許し特に使用料を徴することとせり

本病院は元來舊町村時代の建設に係り古朽破損を免れず年々歳々補築修理を要し其の費亦少額ならず是に於て明治四十一年八月七日市會の議決を経同年度より向ふ五ヶ年間の繼續事業となし工費豫算額三萬圓を以て起工建設すべきことに決定せしも爾來經濟界の不振を來たし爲めに市の財政上に影響する所ありて遂に中止の姿となれり尋て大正四年更に計畫する所ありて種々調査の末大正六年度に於て在來の莊山田村傳染病院を擴張することに決し大正七

年度より同八年度に於て地地千三百九十五坪九合七勺を買収し掘鑿地均工事を施行し引續き快復室の一棟を新築せり兩年度の支出額金二萬五千五百五十

一圓九十六錢なりき

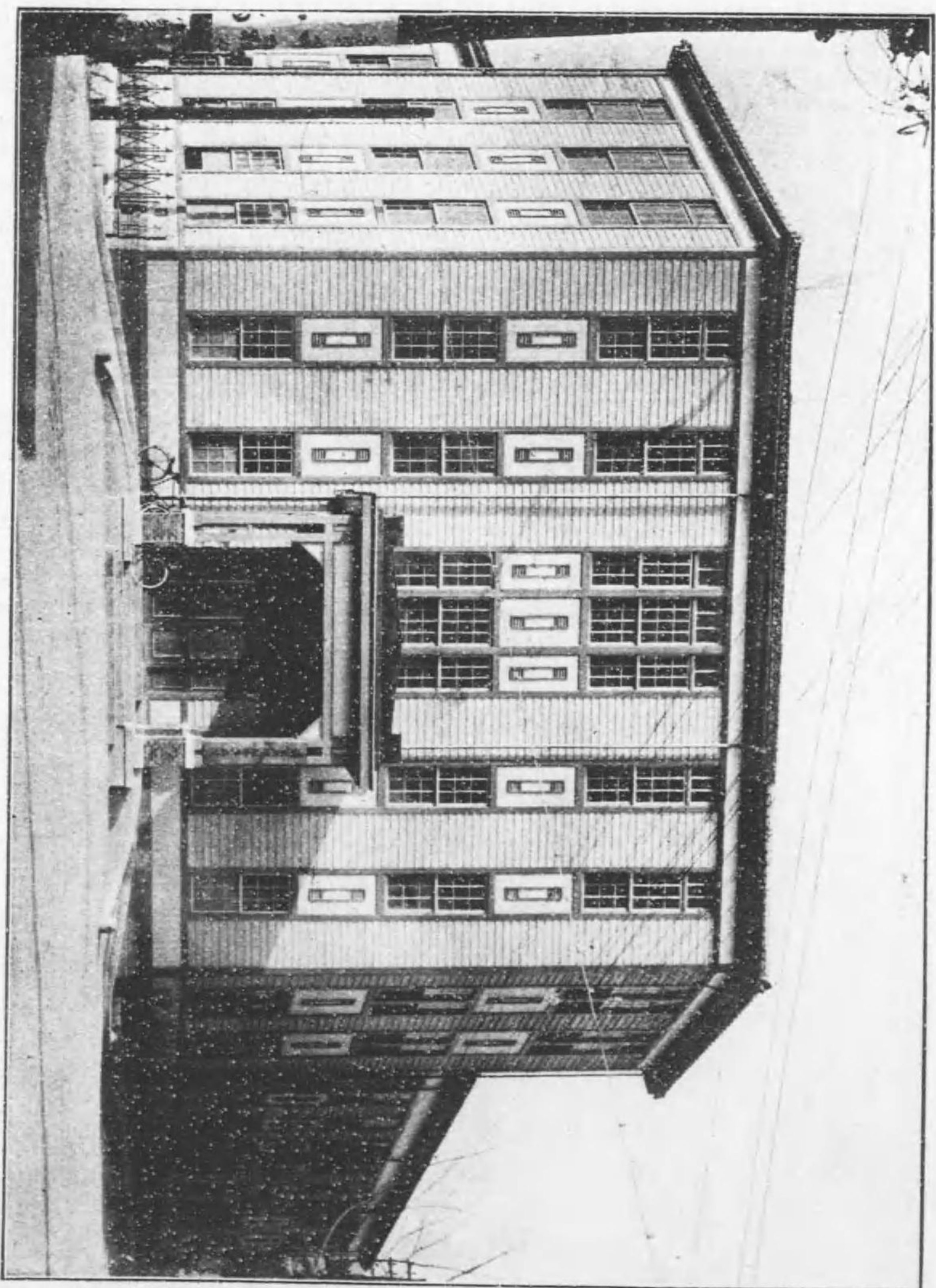
本院に收容したる毎年の患者数を計上すれば左の如し

明治三十九年	百三十一人	大正二年	百十七人
同 四十年	三十八人	同 三年	六十七人
同 四十一年	百八十六人	同 四年	八十二人
同 四十二年	三十六人	同 五年	三百二十一人
同 四十三年	五十三人	同 六年	三百七十四人
同 四十四年	三十五人	同 七年	三百五十三人
同 四十五年	百二十人	同 八年	二百三十人
大正元年			

第五節 吳職工共濟會病院

本院は吳海軍工廠職工共濟會付屬の傷病者救護の機關たり

明治三十六年造兵造船の二廠を合し吳海軍工廠の制定せらるゝや當時職を同



院病吳合組濟共軍海

廠に得るもの一萬有餘を算し随つて傷痍疾病に罹るもの亦尠からず因りて時の工廠長山内滿壽治はこれが救護機關につき銳意畫策する所あり是より先き職工間に共濟會の組織あり傷病の職工其の利便に浴するもの尠少なからざりしか工廠の擴張に伴ひ職工の數益々多きを加へ其の救護機關として附屬病院を開設するの要殊に切なるものあり乃ち山内中將の深厚なる同情の下に病院創設の計畫を立て明治三十六年の秋地を本市二河々畔に卜して其の工を起し翌三十七年十月工事竣成を告げ同年十一月三日天長の佳節に際し開院式を舉行せり

本邦に於ける公私病院の數敢て乏しからずと雖も其の性質組織に於て本院と其の趣を一にするものなく當時其の範を他に求むるの道なかりしも當初先づ外來患者一日百五十名入院患者四十名を標準として其の設計を爲し茲に其の成立を告げたり

開院當時に於ける院の建物及び主なる職員は凡そ左の如し

一 建物總坪數 二百七十一坪九勺九才八

内

本館 七十四坪一合七才八
 病室 百六坪九合九勺二才
 手術室 十七坪五合
 浴室 十八坪
 看護婦寄宿舍十九坪二合五勺
 汽罐室 十四坪
 賄所 二十一坪二合五勺

一職員

院長 一人 醫員 三人 調劑員 一人
 事務長 一人 看護婦取締 一人 女子事務員 三人
 看護婦及 同生徒 十二人 其他傭人 若干

十一月三日開院式を舉行するや會員及び其の家族にして治療を請ふもの忽ち
 廣集し來り開院後三閱月即ち翌三十八年二月二十五日には在院患者四十一名
 外來通院患者二百三人を算し尙ほ陸續入院を望むものあるも一時謝絶するの
 己むを得ざるに至れり因りて同年五月更に醫員三名を増聘し擴張工事を設計

し即時増築に着手し同三十九年一月工事竣成を告げ同三月新築病室二棟並に
 其の他の建物を増し本院の事業に一層の發展を致せり
 此の増築に依る建物の種類坪數左の如し

一建物總坪數

内

舊建物坪數 二百七十一坪九勺九才八
 第二病室 百六坪九合九勺二才
 第三病室 三十三坪二合五勺
 病的検査室 十二坪五合
 解剖室 十坪五合
 消毒室 八坪
 看護婦寄宿舍 十九坪二合五勺
 外職員公舎 五棟

警固屋村在住共濟會員の要望に依り明治三十八年七月二十五日鍋に假出張所
 を開設せしか東京の有志者近藤輔宗なる人同地に所有の地所家屋を舉つて寄

附するあり同地の有志者亦進んで敷地若干を寄附せしを以て茲に本院の診療所を設置することとなり明治三十九年十二月二十四日開所式を挙げたり
 本院開設以來既に四年院務の進歩と共に諸般の設備に不足の点多く特に外來診療室の如きは患者の増加に對し益々狹隘を告げ到底其の用に堪へざるを以て爾後數回に涉り増築したり大正八年末現在の建物職員左數の如し

大正八年末現在建物及び職員數

- 一 建物 二十七棟
- 一 同坪數 一千四百四十坪七合餘
- 一 醫員數 十三名
- 一 調劑員數 八名 (藥局長共)
- 一 事務員數 九名 (事務長共)
- 一 看護婦數 五十一名
- 一 同生徒數 十九名
- 一 其他雇員數 三十八名

本院の施療患者延數を計上すれば凡そ左の如し

年次	入院患者延人員	外來患者延人員	計
明治三十九年	三、六二〇	二七、二六	三、六四六
全 四十年	三、五〇四	一五、七六〇	一五、二六四
全 四十一年	三、一八四	一五、八四	一七、〇二八
全 四十二年	三、三五八	一九、二九六	二二、六五四
全 四十三年	三、八八八	一七、五〇〇	一九、三八八
全 四十四年	一七、七三	一六、四九三	一八、四五四
全 四十五年	三、六八〇	一四、四三	一六、一一三
大正元年	二六、一八一	二〇、九九七	一四七、一七六
全 二年	二九、四〇四	二五、七九	一六九、二〇三
全 三年	三四、四七九	一四、八〇三	一八、二六三
全 四年	三六、四〇八	二六、九七	二〇、三六五
全 五年	三八、七三	一七、二七	二四、八七三
全 六年	三四、七三	一五、二二	一八七、八四
全 七年	三九、七三	一六、〇三	二〇一、五〇六
全 八年			

第六節 縣立病院

廣島縣立吳驅微院は大字莊山田村字京町に在り明治二十九年四月一日の設立にして建物坪數並に職員數左の如し

一 建物總坪數 二百四十九坪八合九勺

内

病室 五十四坪

其他 百九十五坪八合九勺

一職員

院長 一人 醫長 四人 藥劑師 一人

書記 二人 看護婦 四人 計 十二人

明治四十四年病室外の建物坪數百七十五坪五合に減し醫員の數減して二人となる

大正二年病室坪數八十六坪其の他の坪數百九十六坪八合に増設となり醫員を増す

大正四年吳驅微院を改めて吳診療院と稱す

大正五年醫員一名を減して二人とす

入院患者毎年の延人員を掲ぐれば概ね左の如し

年次	人員	年次	人員	年次	人員
明治四十年	一八、三九	大正元年	二〇、九六	大正六年	一八、六七
全四十二年	一四、〇七	全二年	一〇、三〇	全七年	一九、二九
全四十二年	二、八七	全三年	二、〇〇	全八年	二〇、七三
全四十三年	三、四三	全四年	三、九六		
全四十四年	二〇、四六	全五年	一七、三八		

右入院患者は微毒消渴下疳肺結核トラホーム等の疾患にして就中消渴最も多く下疳これに次ぎ微毒は第三位に位し肺結核トラホームは其下位にあるものゝ如し其他非傳染性疾患も雜症として其の數亦多く殆んど傳染性疾患の數に匹敵せり

第七節 醫事

第一款 醫師

市内に於て開業せる醫師は歳に増減あるを免れすと雖も概ね年々増加しつゝあり今其の種別員數を示せば左の如し

年次	大學卒業	高等學校卒業	專門學校卒業	試験及第	其他	計	齒科醫	獸醫
明治三十六年	二	二	一六	一四	三五	六九	三	
全三十七年	六	二〇	九	三	三	六八	三	
全三十八年	六	六	五	二	三	六六	三	
全三十九年	一	二	五	六九	二	八六	四	
全四十年	一	一八	五	四	六	一〇三	五	三
全四十一年	一	一九	三	三	三	九九	五	三
全四十二年	二	二二	一〇	三	三	八八	五	三
全四十三年	二	三	一八	三	三	八六	五	一
全四十四年	二	一七	三	一九	四七	九六	八	一
全四十五年	一	一〇	一五	三〇	一七	七三	八	一
大正元年								

大正二年	全三年	全四年	全五年	全六年	全七年	全八年
一	三	五	四	七	八	四
二四	二三	二三	三	一四	一七	七
三	三	五	七	四	四	九
二八	二八	三七	三	三七	三七	二七
一七	一六	一七	一七	一六	一四	一三
八三	一〇〇	一〇六	一〇六	一二六	一二七	一三〇
二	二	二	一五	一八	三	二四
一	一	二	四	三	三	三

第二款 醫會

明治二十一年四月廣島縣令甲第六十三號に基き安藝郡を總轄し醫會を組織し同年六月縣知事の認可を受けて設立す是れ醫會の創始たり
 明治三十五年十月一日より和庄町、莊山田村、宮原村、二川町は安藝郡の所屬を離れしを以て吳市醫會を組織し規約を設け明治三十六年一月縣知事の認可を受け會長を互選し其の成立を告ぐ
 本會は特に醫界の機關たるに止まるなく市の衛生當局者及び聯合衛生會と氣

脈を通し相俟ちて公衆衛生上大に裨益する所あり
尋て明治三十九年五月法律第四十七號醫師法の發布あり同法第八條に依る内
務省令第三十三號醫師會規則に基き吳市醫師會を設立し同四十年三月七日縣
知事の認可を得會長副會長其の他幹事五名許議員十一名を選定し従前の醫會
の事業を繼承し衛生講話會展覽會等の開催に際りては會員各々銳意盡瘁する
所ありて衛生思想の喚起上にも多大の貢献を爲し來れり

第三款 藥劑師

市内に於ける藥劑師の數は尠少なり然れども大正二年賣藥法の改正に由り藥
劑の調合を爲すは藥劑師にあらざれば之れを許可せられざることとなりし
みならず將來醫藥分業の行はるゝときは勢ひ藥劑師の必要益々多きを加ふる
に至るへし先づ既往の員數を示すに左の如し

明治三十六年	四人	明治三十九年	六人
同 三十七年	五人	同 四十年	七人
同 三十八年	五人	同 四十一年	七人

同 四十二年	十人	大正四年	十五人
同 四十三年	八人	同 五年	十五人
同 四十五年	七人	同 六年	十八人
大正元年	七人	同 七年	十八人
同 二年	八人	同 八年	二十二人
同 三年	十一人		

第八節 產婆看護婦

一 吳助産婦看護婦養成所

大字莊山田村藏本町吳英語學校内に設けあり明治三十八年十二月の創立に
して其の初は曙町明甘醫會場内にありしか明治四十二年四月今の所に移轉
せり

其の設立趣意は饒多なる人口を有する吳市に於て善良なる助産婦及び看護
婦を養成し以て多數需用者の供給を充たし衛生上に貢献する所あらんとす
るに在り助産婦西原セキ之れか主幹となり開設當時は藤永正一、天野星夫、西
丸昇、佐々木貞一の四醫師教師の任に當りしか爾後交迭あり亦教師を増せり

明治三十九年より同四十二年に至る四ヶ年間に助産婦二十六人看護婦二十一人の卒業者を出し爾來毎年多數養成しつゝあり其の成績良好にして公益上裨益する所尠からず

二 吳海軍職工共済病院に於ても亦看護婦の養成をなせり其の目的は同しく善良なる看護婦を養成し院内及び其の他の需めに供給せんとするに在り修業年限は二ヶ年とし卒業後一ヶ年は同院の指揮を受け看護業務に従事せしむ其の義務年限の定めあるは食費學費被服器具等の給與又は貸與あるに依る共済會病院にては又日本赤十字社廣島支部の囑托を受け院長始め醫員及び吳海軍病院看護長看護婦の養成を擔任せり

右の養成規則に依り修業せしものは其の平時にありては院の内外を問はず一般の需めに應じ従事せしむるも其の學費の如き赤十字社の支辨に出づるを以て戦時等の場合に際しては専ら該社の任務に服せしむる規約なりといふ

由來本市には市立傳染病院其他私立病院もあり又開業醫師も殆んど百名に垂んとするの多數に上り随つて看護婦の需用も亦少からず加ふるに大正五年

六月看護婦規則の發布ありて看護婦たらんとするものは相當の資格を備へ産婆と同じく免許を受くるにあらされは其の業に従事するを得ることとなりしより之れか養成は時勢上最も必要を認めすんはあらず

因に産婆に關する學術の研究其他斯業上一切の事項を協定する目的を以て明治三十六年六月吳市私立産婆會を組織し會頭幹事事務員を置き毎年一回總會を開催しつゝあり

市内に開業せる産婆看護婦の數を掲げんに左の如し

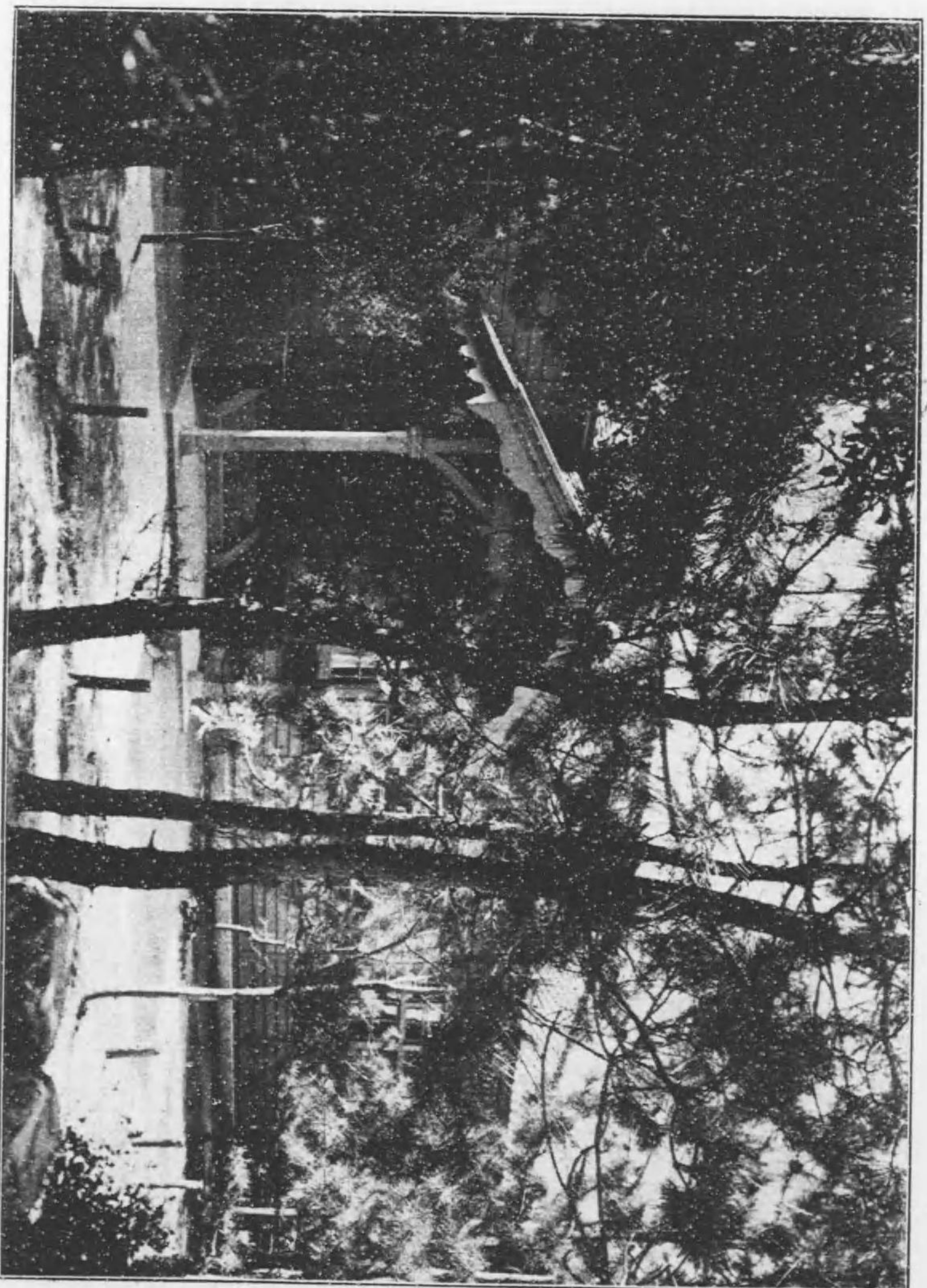
但し看護婦は從來免許を受くる規定なかりしも大正四年六月内務省令第九號看護婦規則發布あり同年十月一日より施行せられしに依り其の以前の統計を得るに由なく之れを闕く

年次	産婆		看護婦	
	内務省免許	地方廳免許	正	準
明治三十六年	五	三	一七	
全三十七年		九	九	
全三十八年		九	九	
全三十九年	三		三	

全 八 年	全 七 年	全 六 年	全 五 年	全 四 年	全 三 年	全 二 年	全 大 正 元 年	全 四 十 四 年	全 四 十 三 年	全 四 十 二 年	全 四 十 一 年	明 治 四 十 年
一 五	三	二	二	二	五	五	三	四	二	二	二	三
三	二 三	九 六	九 九	九 四	八 七	六 八	五 五	六 六	四 四	四 九	四 七	三 元
一 四 八	二 五	一 〇 〇	一 〇 二	九 六	九 三	七 三	四 八	六 五	四 八	五 二	四 九	四
六 七	三	三	三									
四 七	四 七	五 二	五 五	五 八								
一 二 四	八 〇	七 四	六 八	五 八								

第九節 衛生組合、衛生會

一 聯合衛生組合



館 善 擇 典 大 師 會 合 組 生 衛 合 聯 市 吳

明治二十一年廣島縣令甲第十三號及び同年同月訓令甲第十四號の規定に基き設置したるものなり

是れより先き明治十九年虎列拉病の流行猖獗を極めしとき之れか防遏策として縣廳は右發令に先たち明治二十年に於て特に命令を以て各村に衛生組合を設置せしめたるありこれを衛生組合の嚆矢となす

尋て明治二十九年六月吳私立衛生會なるもの興りて會員を名譽終身特別通常の四種に分ち會頭副會頭商議員幹事書記の役員を置き多數の會員を得て當時専ら本港内に於ける公衆衛生の普及を計り大に貢献する所ありき

然るに明治三十八年三月廣島縣令甲第十四號を以て更に衛生組合法の發布あり其の趣旨は隣保團結して専ら傳染病の豫防救治を圖るに在り乃ち同年八月該規定に基き組合規約を設定し知事の認可を得て之れを組成す

組合は市内を七十七組に分ち各組に組長一人及委員総て百四十四名を置き衛生上の普及を圖れり已にして同年九月各組長の改選期に際し會て設置しある市行政の補助機關たる各町總代を之れに當選せしむるときは一層補益する所あらんことを説き選舉せしめたる結果稍好果を奏し得たり而して組

合の統一を期せんか爲め組長の互選を以て聯合會長及副會長を擧げ爾來之れか主催の下に屢々當路者を招聘し幻燈會或は講話會を開催し市民の衛生思想喚起に努めたり

尋て明治三十九年五月組合規約を改正し就中公衆衛生の施設として街路撒水事業を開始す其の區域は字川原石より字鹿田に通する國縣の兩通路なす用水は第一に眼鏡橋畔河中に堰留場を設け汲水の便に供し第二は明治四十年三月左記街頭に鑿井し普く使用することとせり

西本通一丁目 同六丁目

三番町四丁目 同一丁目

本通一丁目 同三丁目 同七丁目

中通四丁目 同六丁目 同八丁目

事業費としては撒水沿道筋居住の者より間口を標準として其の負擔額を定め且つ其の事業補助として市費より毎年百圓乃至三百圓の支出を仰けり組合の歳計は明治三十九年度三千九十三圓餘一戸負擔二十錢當にして同年度の撒水事業に要せる經費は歳入八百圓四十六錢歳出七百八十二圓九十八錢

四厘而して撒水料は初め間口一間五錢當なりしか明治四十年より六錢とし爾後兩費ともに逐年膨脹しつゝあり

撒水時期は毎年五月一日より十月三十一日まで毎日午前七時に始め午後五時に終るの規約なりしも塵埃の飛散は常に輟まざるを以て明治四十年以後は之れを年中行事となせり

組合の運用漸く見るべきものあるに至りたるを以て曩きに明治二十九年六月に設立せる吳私立衛生會は事實殆んど解体に屬せり

明治三十九年撒水事業の開始と共に公衆衛生上共同下水の掃除を始めんとし會長より吳警察署に照會し左記事項の如き取締をなすこととしたり

一市内人家稠密のヶ所に於て相當の設備なく厩を設け牛馬賣買の營業をなすものありて牛馬の糞尿踏糞の手入を怠り爲めに蠅虫蝟集臭氣發散し近隣居住者に惡害を及ぼすものを取締ること

一市内各所に於ける露店營業人便所の設備なく夜間は路頭に放尿し且つ常用飲料水其の他飲食物の殘品等を投棄し附近をして不潔ならしむるものあり衛生上有害なるを以て取締ること

一魚類行商人市中を販賣して其の殘魚を東泉場其の他に於て販賣するものあり多くは腐敗せるを以て夏季の候特に取締ること

聯合衛生組合は現在の組數組長委員其の他聯合會役員左の如し

組合數	八十三	(會員は市民全部)
組長	八十三	
委員	百九十九	
會長	一	
副會長	一	
書記	三	

第十節 飲料水検査

軍港地として吳市に於ける飲用水の水質如何を検するは衛生上最緊要なる一大急務たり加ふるに市街宅地の大部分は舊來の田圃を埋築せしものなれば其の素質の不良なるは自然の理にして僅かに山間部に屬せるもの稍々佳良なるに過ぎざるのみ殊に市民の切望する上水道の敷設上にもこれか検査は至大の

關係を有するを以て市政事業の一として明治三十七年以降繼續的に之れを實施することゝしたり就中明治三十七八年は恰も日露戰役に際し軍港地として戰時衛生上亦重大なる干繋を有せるを以て三十八年に於ても同しく實施を繼續せしか事未だ央なるに至らずして六月二日一大震災に罹り尋て暴風猛雨の災害並臻りしかは一時事業を停止するの已むなきに至り爲めに該年度分は之れを表示するを得ず自餘の三ヶ年に係る成績を掲ぐれば左の如し

年次	井戸數	飲料ニ適スルモノ	濾過シテ飲料ニ適スルモノ	煮沸シテ飲料ニ適スルモノ	濾過及煮沸シテ飲料ニ適スルモノ	飲料ニ適セサルモノ
明治三十七年	一、五七六	四六四	二二六	一〇一	三	一、〇〇九
全三十八年	一、〇〇〇	三三六	三七	二九一	八	三六五
全三十九年	一、三三三	六八三	二四九	三	三	二六六

第十一章 上水道

第一節 準備

上水道の布設は夙に市民一般の渴望せる所殊に飲料水試験の結果に見ても最

も急施を要する事たり然るに明治卅七年二月日露の開戦あり新事業は渾へて中止又は繰延せざるを得ざるに至りたれども本市にして萬一傳染病毒の蔓延することあらんか忽軍事上に影響を及ぼすこと尠少なからずされは上水道の布設は軍國多端の時なりと雖も市の現状に於て寸時も忽諸に付すへからざるものあり然れども事業重大に屬し容易に企畫すへきにあらず困りて工事の設計を立つる以前第一着に實地を踏査し大体の計畫を定むることを急務なりとし明治卅七年十月十一日市長は知事に對し技師派遣實査の義を申請せしに同月十五日これを聞届けられ中桐技師を派遣すへき旨通牒あり尋て同年十二月廿七日技師の調査報告書の廻附となりこれによりて始めて計畫の端緒を開けりかくて翌三十八年以降毎年若干の臨時調査費を置き専ら其調査準備を爲し三十九年三月市參事會の決定に依り縣知事に對し大要左の上申書を提出せり當市の人口日に月に増殖し衛生の道一日も忽諸に付すへからず然るに滿市無數の井水殆んど飲用に適せず不得止日常不良汚穢に屬するものを以て生活するの有様苟も心を衛生に注くものは憂惱措くこと能はず於斯乎市政當局者は一日も之を等閑に付するに忍ひず故に前年來非常に胸算を凝らし漸

く市會に於ても若干の水道調査費を議定せるに至る是より着々歩を進め終に一の良水道を完成せんと欲するの機運に際したり而して其水源を求むるに二河の上流を措て池に起源とする所なし之れに處々山壁の源泉を加へ又は天水池の設けを添へ得て始て十萬餘口の給水を得るに至らんと思量せり其二河源水たる既に海軍の水道に關し又一方に於ては多額の工費を要する等は新に開けたる吳市の經營としては頗る苦慮を感ずるの情態なるを以て到底海軍の贊助補翼を仰かすんは終局を全うすることを得難しとす假令は今回分水又は水量分配法若くは其他に適法を協定するか何れにしても傍ら海軍の力を頼むを必要とするの感あるは免れかたき理由とす況んや吳軍港は官民の別なく齊しく衛生法を通ずるの要あるや市の非衛生は一朝延いて軍港に及ぼすは多辯を要せずして明かなり果して然れば市民の奮起と共に海軍の助けを得て便宜の御指示あらんことを熱望して止まず又到底補助を國庫に仰くの思想もあり其施設一にして足らず何卒閣下の英斷を以て各方面に交渉の上適法の御援けを賜はり層一層の盡力あらんことを只管懇願して止まざる處なり云々

右上申に對し同年五月二十四日日本縣第一四部長兩事務官より上申の趣は單に成效の希望を叙列せられたるに止り布設の計畫方法等具備せざるを以て調査上差支ふるに付先づ布設の設計方法を立て之れに伴ひ國庫補助を要するに於ては詳細其事由を上申すべく最も設計上其他調査に付技術官等を要する場合は差支なき限り當廳よりも便宜を與へらるべき筈なる旨通牒あり

明治三十八年四月市會の議決に依り水道調査委員設置規程を設け臨時委員を置く委員は市參事會員七名市會議員八名市公民中選舉權を有するもの六名を以て組織し水道布設事業に着手するまで在任す

委員の職務左の如し

一 水道布設事業を調査すること

一 水道調査費支出に關する一切の事務を分掌すること

明治四十年十一月十二日水道敷設の爲め市内全部測量の義出願し同月十八日縣知事の許可を受く

同年十二月二十三日海軍用地内射的場及び其の附近實測の義を吳鎮守府司令長官に上申し四十二年一月二十二日許可を得

明治四十年には一三角測量全部を完結し一平面測量は大字和庄町同莊山田村同二川町の内二河川以西及び堺川以東全部を完うす尋て二河川と堺川との間に於ける高地部分の測量をなし市全体に對する約十分の六を終へたり高低測量は平地部分を終へ高地部分の約十分の二を了せり

明治四十一年には施設上市内を八區に分ちたる内岩方町と二河川間及び宮原を除き其他は全部平面測量を終へ製圖を了す而して高低測量は該區域の内幾分未済のものもあるも大部分は既に測量及び製圖を了せり

明治四十二年には岩方町と二河川の間及び宮原村全部の平面並に高低測量をなし其他幾分未済の高低測量を了へ平面及び高低測量製圖ともに全部終了せり

明治四十三年中は専ら其の調査整理に鞅掌したり

明治四十四年七月荒尾市長より加藤吳鎮守府長官に對し餘水の分與方に付左の通り請願書に別紙添付の上提出せり

海軍水道餘水分與の義に付請願

本市は海軍鎮守府設置以來戸口歳と共に増加し今や戸數二萬四千人口十萬

餘を算する關西の一大都市たる膨脹を來たし將來の發展亦豫期すへからざる勢に有之候

顧ふに本市斯くの如きの膨脹は一に海軍の樞地たるか故にして此間保健防疫等凡て密接なる關係を有するを以て市民衛生の延いて軍事衛生に影響する所少からざるは言を俟たざる義に有之候

然るに本市は不幸にして衛生上最も缺くへからざる上水道の施設無之飲料及防火其他の用水は凡て井水に俟たざるへからす而かも本市井水の不良なる一部開墾の域を除く外悉く海田を埋立したるものに付飲用に適するもの十中二三を存せす水量亦僅少の状態なるを以て各種傳染病は續發して熄むことなく又火災に際しては之か消防の困難名狀すへからざるもの有之眞に寒心に堪へざる處に候

本市水道の夙に必要な如上の言を須たさる處に候得共如何せん地勢上附近に水源を求むること能はず假令之を數里の外に得ると雖も市の創始日尙ほ淺く教育土木其他各般の施設伸張を要すること多端なるを以て進て水道の敷設に多額の市費を投するか如きは到底爲し得ざる處に有之空しく衛生

機關の不備なるに委し居候處恰も今般貴府水道擴張の御計畫有之候由若し幸にして餘水の御分與相叶ひ候は、市は財政上の萬難を排しても市内へ給水の設備を遂行可致然らば之に依て衛生及防火上の欠点を芟除するを得市民の幸福絶大なると同時に軍事衛生の杞憂を除き可申萬一該餘水分與の義にして御允許を得ざるに於ては恐く本市は永遠不良水に頼らざるへからざること、相信し候條希くは前陳事情御同察の上特に出格の御詮議を以て願意御採納被成下度此段奉悃願候

明治四十四年七月十四日

吳市參事會

吳市長 荒 尾 金 吾

吳鎮守府司令長官

海軍中將 加藤友三郎殿

追て爲御參考別紙參考書添付致候

(別紙)

吳市人口分布狀態

總人口十萬二千三百二十七人

四十三年末現在

内

- 四萬四千九百七十四人 和庄町在籍
- 三萬二千六百六十四人 莊山田村同
- 一萬千八百四十六人 宮原村 同
- 一萬二千八百四十三人 二川町 同

(別紙)

吳市水道敷設參考書

本市人口増殖の度は新開地に係るを以て左表の如く殆ど其定率を得難し蓋し明治廿二年鎮守府の設置せらるゝや以前の漁村は一躍して戸數五千五百人口二萬三千の都邑と變し更に明治三十五年市制施行の際には人口五萬六千現今に於ては之の倍數を示すに至れり而して過去の狀態に鑑み且つ現下の市勢に顧れば今後人口増殖の度は既往の如き急劇なるものに非ざるへしと雖尙歳と共に増加するは疑ふへからざる所依て今十二萬人を以て設計人口となさんとす而して用水の途は普通家事用を主とし之に工場製造業等

特別の目的に供給するものを加へ平均一人當り一日の用水量を三立方尺とせは可なるべく依て十二萬人一日の給水量三十六萬立方尺の計畫を立てんとす

年次	人口	増殖人口	年次	人口	増殖人口
明治三十五年	五、六四六		明治四十年	九、六五五	七、七四三
全三十六年	三、八三五	六、二五九	全四十一年	九、九三三	三、八
全三十七年	六、七八三	五、〇五九	全四十二年	九、八八三	五、八五九
全三十八年	五、七四四	七、八三二	全四十三年	一〇、一三七	三、五二五
全三十九年	八、八三三	九、一六			

(別紙)

吳市人口分布内譯

和庄町

町名	人口	町名	人口
本通 自一丁目至九丁目	四、六八八	東本通 自一丁目至四丁目	一、三九七
中通 自一丁目至九丁目	三、九四三	東驛通 自一丁目至九丁目	二、三四九

和庄通	自一丁目至三丁目	四、八五〇	泉場町	五七六
吾妻町	自一丁目至二丁目	一、九六一	新泉場町	八五九
東雲町	自一丁目至四丁目	一、五九三	寺古町	二、一四四
曙町	自一丁目至三丁目	一、二八八	上古江	一、四四四
清水上通		一、四四四	下古江	九六六
八幡通		一、三三二	溝路	一、五〇八
八幡上通		一、七九九	柳町	六〇四
龜山町		七五七	長道	一、三四五
元町		九四二	東鹿田	八八八
寺西町		一、三三三	鹿田通	八〇七
城山町		六八七	春日町	七〇七
登町		一、七三三	畑	八三二
清水通		一、〇五四		

莊山田村

一番町	自一丁目至四丁目	九	二番町	自一丁目至四丁目	五四四
-----	----------	---	-----	----------	-----

三番町	自一丁目至四丁目	一、二二七	内神町	六四三
四番町	自一丁目至四丁目	一、二七一	郷通	一、三二五
五番町	自一丁目至四丁目	一、〇七九	中川	二五九
六番町	自一丁目至四丁目	五二	藏本町	一、二〇〇
松本町		七七七	神田町	九三八
明神町		九八八	今西町	五九六
榮町		八四四	濱田町	五五九
下中町		七九九	稻荷町	六三七
西堺通		二九九	古川町	六四三
西二河通	自五丁目至八丁目	一、〇一五	片山町	八二五
西本通	自五丁目至八丁目	九二〇	大年町	四二二
三城通	自五丁目至八丁目	七六六	上山田	一八五
岩方町		一、四三八	中山田	一三四
荒神町		一、四六六	下山田	二四八
草里町		一、四三四	西原町	三四〇

伏原町	五〇〇	朝日町	八四七
京町	七九五	成町	一七三
辰川通	一、二〇五	西小田	二四
惣付	三三五	赤地町	一四三
畝原町	三〇三	山手通	四七九
胡子町	五三	三津田	九四
長木	六八	愛宕町	一、五九二
弓ノ町	六〇九		

宮原村

上神原	五七五	中室瀨	九四七
中神原	一、四六	北小原	一、〇六七
下神原	一、三六	丸丸子	五三
南小原	一、六四	休原	二五三
上室瀨	二〇二	殿垣内	七〇

北清田	五八	坪内畝	一、〇六一
下室瀨	六五	赤羽根	五八〇
坪内清田	七六		

二川町

西二河通	自一丁目至四丁目	九九	東港町	一、三六
西本通	自一丁目至四丁目	二、四〇	川原石	一、三六五
三城通	自一丁目至四丁目	三、二七	西ヶ道	一、〇九一
兩城		一、四七五	西港町	七九
長濱町		一、三〇	新宮	一、一五一

同年十一月十四日吳海軍經理部長より左の照會書來る依て十二月七日市會に於て該案件中主なる負擔に屬する点議決の上回答せり

中臺吳海軍經理部長

吳市參會

吳市長代理助役 岡村倫造殿

吳鎮守府水道餘水分與に關する件

明治四十四年七月十四日吳庶第三五九號を以て本府水道餘水を吳市に分與の件請願相成候に付ては右認許濟の上は左記條件承諾せられ度何分の儀豫め承知致度

一吉浦火藥試驗所吳市水道より瀘過水の供給を要求するときは止むを得ざる事情なき限り無償にて之に應ずること但市の水道より分岐すへき鐵管の敷設は官の支辨とす

二本府水道造設前より二河川の灌漑に依りたる莊山田村の田地灌漑用として本府は従前通り莊山田村所屬第一井手に直通する通水装置を存置し餘水を注流せしむと雖も餘水なきときは吳市に於て右灌漑用水に關し相當處分をなすこと

三前項に依り去る三十三年七月七日二河川用水取入に關する約束者に對しては別紙案の請書を提出せしめられたきこと

右照會す

(別紙請書案一通並に三十三年七月水利に關する約束書寫一通添)

右の照會に對し市の負擔に關する市會の決議左の如し

吳市大字莊山田村井手分水に關する件

第一條 吳市上水道に要する源水を吳鎮守府より分水を得たる時は吳市長は左の權限に屬する事項を執行することを得

一吳鎮守府と吳市大字莊山田村澤原爲綱外三百八十八人と締結せる約束書第一條及其但書に於ける吳鎮守府に屬せる義務は吳市之を繼承し吳鎮守府に對する人民の要求は吳市之を處理す

二同約束書第二條の吳鎮守府に餘水なきときは吳市は吳鎮守府に代り吳鎮守府に屬する義務を繼承し之を處理す

三吉浦火藥試驗所に吳市水道より瀘過水の供給を要するときは止むを得ざる事情なき限り無償にて之に應ずる事

但吳市水道より分岐すへき鐵管の敷設は官の支辨とす

第二條 吳市長は吳鎮守府の命令又は其他により吳鎮守府に對し相當の約束を爲し又は請書を提出すること

大正元年八月内務省衛生局囑托服部廣太郎水源地を視察せり其講話筆記は各

市會議員に配付せり

大正二年三月二十四日付吳鎮守府司令長官より餘水分與の指令書を受理せり
即ち左の如し

吳鎮機密第四六六號の五

大正二年三月二十四日

吳鎮守府司令長官 加藤友三郎

吳市長 澤原俊雄殿

水道餘水分與の件

明治四十四年七月十四日吳庶第三五九號水道分水願の件本府水道増設工事
完成の後餘水ある場合に限り左の條件を附し濫過せざる原水分與承諾す
一直接衛生に關係ある用途に限り使用すること
二庭園菜園道路撒水池水及び噴水に使用せざること
三直接衛生に關係なき工業用水及汽罐用水に使用せざること
四飲料に適せる既設井戸は勿論飲料に適せざるも直接衛生に關係なき用途
に供すべき井戸は之を保存し人家増加の場合は一定の地域に井戸を掘鑿

使用すること

五海軍用鐵管と市に於て布設する鐵管との連絡点には必ず量水器を設置し
市への分水を計量すること

六前月中に市へ分水せる水量並給水人口及給水區域内人口は其翌月十日以
内に鎮守府へ報告すること

七市水道給水は計量法に依り其専用共用其他何たるを問はず各量水器を設
置し其使用量を計量すること

八市水道敷設々計並給水規則等の設定を豫め當府へ協議の上實施すること
九二河川灌漑に依りたる莊山田村田地に對し旱天の際官より灌漑水支給の
件は市に於て之を引受け右権利者と協議の上至急其實行を期すること

第二節 計畫及工事

大正二年五月十二日水道布設計畫の内容打合書類を吳鎮守府司令長官に送致
す

吳水第一號